

I 藤岡市の沿革

1 藤岡市の概要

藤岡市は群馬県の南西部に位置し、東は埼玉県上里町・神川町、西は高崎市・甘楽町・下仁田町、南は神流町・埼玉県秩父市、北は高崎市・玉村町と境界を接しています。

総面積は180.29km²、主な山岳には西部に赤久縄山（1,522m）と御荷鉾山（1,286m）があり、湖沼としては最南部に神流湖（3.27km²）、河川は上野村から市内を経て流れる神流川、赤久縄山に源を發し、鐺川に合流する鮎川があります。市域は南西に主要山岳があり標高が高く、北東に行くに従い平野部が広がる地勢となっています。

交通網としては、藤岡インター周辺は、上信越自動車道、関越自動車道及び北関東自動車道がクロスする交通の要衝となっており、国道17号、254号、462号も横断し、群馬の表玄関としての道路ネットワークが形成されています。また、鉄道はJR高崎線とJR八高線、上越新幹線が横断しており、市内にはJR八高線の群馬藤岡駅と北藤岡駅があります。

歴史は古く、石器時代の住居跡や古墳時代の史跡も多く発見されており、室町時代には関東管領職にあった上杉憲実が平井城を築き関東越後を統治、江戸時代には日野絹の集散地として栄え、明治以降は高山社に代表される養蚕業の先進地として発展、日本近代養蚕法「清温育」の發祥の地「高山社跡」は、『富岡製糸場と絹産業遺産群』の構成資産のひとつとして、平成26年6月25日に世界文化遺産となりました。

また、名所として広く知られる桜山公園の「三波川の冬桜」や、昭和43年に建設された下久保ダムの下流にある「三波石峡」は、国指定名勝及び天然記念物となっています。

藤岡市は、古くから交通の要衝地であったため、多くの文化も生み出され、数学者「関孝和」や儒学者「片山兼山」、医学者「伊古田純道」など多くの歴史的偉人を輩出しています。

昭和29年、藤岡町と神流村・小野村・美土里村・美九里村の隣接1町4カ村が合併して市制を施行、翌年には平井・日野両村を編入、平成18年1月1日に鬼石町と合併し、現在の藤岡市となりました。



2 市民憲章

私たち藤岡市民は、郷土の歴史と恵まれた自然をいかし、永遠の発展をめざして、人情豊かな明るい藤岡市とするために、ひとりひとりの道しるべとして、ここに市民憲章を定めます。

- 1 わたくしたちは、教養をたかめ、いつでもだれにも親切をつくせる人にならしましょう。
- 1 わたくしたちは、史跡を大切に、青い空と緑を育て清潔なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたちは、スポーツに親しみ、たくましいからだとねばり強い心をつくりましょう。
- 1 わたくしたちは、子どもを大切に、青少年には夢を、老人にはやすらぎのあるあたたかい社会をつくりましょう。
- 1 わたくしたちは、働くことに誇りをもち、住みよい活気ある郷土藤岡をつくりましょう。

3 市章



【図案説明】

カタカナのフの字を2つ合わせ、中に岡を表したもの

4 市の木・市の花



楠・樟
(くすのき)



木犀
(もくせい)



杉
(すぎ)



藤
(ふじ)



サルビア



冬桜
(ふゆざくら)

5 人 口

(各年4月1日現在)

年次	人 口			世帯数	一世帯当 たり人員	対前表示年 人口増加数	人口 密度
	総数	男	女				
1年	60,241	29,653	30,588	17,360	3.47	—	471.7
5年	62,128	30,637	31,491	18,740	3.32	1,887	486.4
10年	63,705	31,395	32,310	20,297	3.14	1,577	499.1
15年	63,892	31,519	32,373	21,652	2.95	187	500.6
17年藤岡	63,759	31,410	32,349	21,995	2.90	△ 133	499.5
17年鬼石	旧鬼石町7,049	旧鬼石町3,439	旧鬼石町3,610	旧鬼石町2,490	旧鬼石町2.83	—	134.4
20年	70,120	34,531	35,589	25,258	2.78	△ 688	389.4
25年	68,506	33,627	34,879	26,281	2.61	△ 1,614	380.4
26年	68,194	33,442	34,752	26,486	2.57	△ 312	378.7
27年	67,596	33,197	34,399	26,573	2.54	△ 598	374.9
28年	67,001	32,862	34,139	26,841	2.50	△ 595	371.6

資料：藤岡市統計書

6 地目別面積

(各年1月1日現在 単位：ha)

年次	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
1	12,772	1,197.5	1,830.1	1,065.0	3,425.6	154.0	772.7	4,327.1
5		1,158.6	1,735.2	1,125.9	3,011.6	117.4	1,003.6	4,619.7
10	12,764	1,093.2	1,617.8	1,249.2	2,989.5	119.3	1,042.3	4,652.7
15		1,047.3	1,540.3	1,337.3	3,006.5	119.2	1,043.2	4,670.0
17	12,764	1,036.6	1,521.6	1,352.1	3,050.6	119.1	996.4	4,687.6
	旧鬼石町5,245	旧鬼石町31.7	旧鬼石町326.9	旧鬼石町159.1	旧鬼石町3015.4	旧鬼石町0.1	旧鬼石町143.8	1,568.1
20	18,009	1,044.9	1,807.8	1,532.9	6,031.2	116.4	1,147.4	6,328.4
25		1,013.5	1,768.7	1,579.7	6,005.3	116.5	1,122.8	6,402.6
26		1,011.2	1,759.6	1,584.6	6,003.1	116.5	1,126.7	6,407.4
27	18,029	998.3	1,754.4	1,586.4	6,001.9	116.4	1,134.9	6,436.7
28		989.6	1,741.6	1,592.7	6,002.6	116.7	1,148.5	6,437.3

※平成26年10月1日：国土地理院により総面積を変更。

資料：固定資産概要調査

7 気象概況

(午前9時観測)

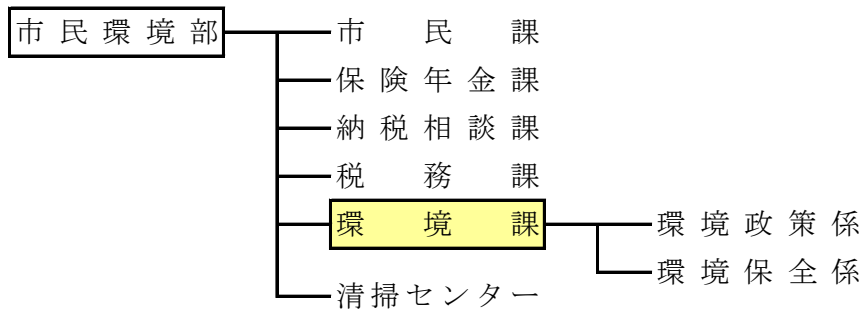
年次	気温(℃)			湿度(%)		降水量(mm)		風速(m/sec)		天 気 日 数				
	平均	最高	最低	平均	最低	年間	日最大	平均	日最大	快晴	晴	曇	雨	雪
1	13.6	33.0	-4.9	74.8	22.0	1,406.0	126.5	1.9	25.0	98	107	117	42	1
5	12.8	34.8	-5.1	70.2	12.0	1,102.0	76.0	1.5	25.8	102	106	113	43	1
10	15.1	38.0	-6.5	70.8	12.2	1,361.0	175.5	1.9	26.4	72	128	118	41	6
15	14.7	37.7	-5.0	74.6	15.6	882.0	48.5	2.3	22.9	32	170	120	42	1
20	15.2	37.8	-4.8	67.9	13.6	1,080.5	61.5	2.4	24.7	61	151	116	37	1
25	15.5	40.5	-5.4	66.4	15.7	966.0	91.0	2.6	28.6	82	160	91	31	1
26	15.1	39.6	-5.4	65.7	15.9	1,042.5	84.0	2.5	23.9	81	172	74	35	3
27	15.7	38.8	-4.5	68.3	14.0	1,064.5	110.0	2.4	23.8	51	174	99	40	1

資料：藤岡市統計書

II 環境事業の沿革

1 組織構成・事務分掌

(1) 環境関係組織構成



(2) 事務分掌

環境課

- 1 環境政策の企画及び総合調整に関すること
- 2 地球温暖化対策及びエネルギー対策に関すること
- 3 環境保全の総合調整及び啓発に関すること
- 4 公害対策及び相談に関すること
- 5 狂犬病予防に関すること
- 6 墓地等の経営許可等に関すること
- 7 公衆浴場に関すること
- 8 そ族、昆虫駆除に関すること
- 9 感染予防に係る消毒に関すること
- 10 専用水道、簡易専用水道、小水道等に関すること
- 11 産業廃棄物に係る県との連絡調整に関すること

《市役所正面玄関》



(3) 職員配置状況

(人)

	部長	副部長	参事兼課長	課長	課長補佐兼係長	係長	主幹	主査	係長代理	主任	主事	嘱託職員	臨時職員
市民環境部	1												
環境課 (8人)				1	1	1		1		1	1	2	
環境政策係 (3人)						1				1	1		
環境保全係 (4人)					1			1				2	

※平成28年4月1日現在

2 環境事業年表

年号	藤岡市	国・県
昭和29年	○市制施行(4月) ・藤岡町、神流町、小野村、美土里村、美九里村合併 ・人口:33,879人	○「清掃法」公布
昭和30年	○平井村、日野村を編入合併(3月) ・人口:43,475人 ○「清掃条例」公布(9月) ・特別清掃地域の申込みによる有料処理:150円/年、営業多量廃棄物:100kgにつき50円、粘土採取跡地等に埋立処理	
昭和31年		○「工業用水法」公布
昭和32年		○「自然公園法」公布 ○「水道法」公布
昭和33年		○「下水道法」公布
昭和34年		○「工場立地法」公布
昭和35年		○「薬事法」公布
昭和37年	○「藤岡・新町・吉井・鬼石環境衛生事務組合」認可(5月) ○廃棄物収集をリヤカーから自動車へ切り替え(8月)	
昭和38年	○廃棄物収集を無料化(7月) ・ステーション方式による週2回収集開始	
昭和40年	○「し尿処理場」完成(5月) ・消化処理方法83kℓ/日、事業費1.2億円	
昭和41年	○「三本木清掃工場」完成(5月) ・処理能力20t/8h、事業費1.9千万円	
昭和42年	○市役所新庁舎の完成・移転(10月)	○「公害対策基本法」公布
昭和43年		○「大気汚染防止法」公布 ○「騒音規制法」公布 ○「都市計画法」公布
昭和45年		○「廃棄物処理法」公布 ○「公害犯罪防止法」公布 ○「ビル衛生管理法」公布
昭和46年		○「悪臭防止法」公布 ○「公害防止管理者法」公布
昭和47年	○「し尿処理場」増設 ・酸化処理方式33kℓ/日、事業費1.1億円	○「自然環境保全法」公布 ○「労働安全衛生法」公布
昭和48年	○「公害防止施設整備資金借入金に対する利子補給制度」制定(3月)	○「都市緑地法」公布 ○「動物愛護管理法」公布
昭和49年	○「公害防止施設整備資金融資制度」制定(3月)	
昭和51年		○「振動規制法」公布
昭和52年	○「空地の清潔保持に関する取扱要綱」制定(5月)	
昭和54年	○利根川上流流域下水道(県央処理区)事業計画に基づく下水道事業認可(10月) ・藤岡地区290ha	○「省エネルギー法」公布
昭和57年	○「衛生センター」完成(5月) ・標準脱窒素方式90kℓ/日、事業費13.2億円 ○毎月第3日曜日を「市民清掃の日」と定める(8月)	
昭和58年		○「浄化槽法」公布
昭和60年	○指定ごみ物袋制度導入(8月) ・可燃・不燃・危険物の3分別回収開始 ○「保美地内最終処分場浸出水処理施設」完成(8月) ・20m ³ /日、事業費3.3千万円	
昭和61年	○「清掃センター」完成(2月) ・事業費22.4億円、焼却能力80t/8h、破碎処理40t/5h ○「コミュニティセンターやすらぎ」開業(9月)	

年号	藤岡市	国・県
昭和61年	○「浄化槽清掃業の許可に関する条例」公布(3月)	
昭和62年	○都市計画法に基づく「藤岡都市計画区域区分」設定(7月)	
昭和63年		○「オゾン層保護法」公布
平成2年	○「合併処理浄化槽設置費補助制度」制定(1月) ○「環境美化監視員制度」制定	
平成3年		○「資源有効利用促進法」 備公布
平成4年	○「簡易焼却炉及び生ごみ処理容器購入費補助制度」制定(3月) ○「リサイクルプラザ(清掃センター敷地内)」開業(9月)	○「産業廃棄物処理施設整 備法」公布 ○「絶滅野生動物保存法」 公布
平成5年	○「簡易焼却炉及び生ごみ処理容器購入費補助制度」廃止(3月) ○「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」公布(9月)	○「環境基本法」公布
平成6年	○「廃棄物減量等推進審議会」設置(4月)	
平成7年	○「保美地内最終処分場の嵩上げ」及び「浸出水処理施設」完 成(8月) ・事業費1.7億円、水処理能力30m ³ /日	○「容器包装リサイクル法」 公布
平成8年	○「一般廃棄物処理基本計画」策定(3月) ○「塵芥収集所設置管理要綱」制定(3月) ○「事業系一般廃棄物の指定袋制度」制定(3月) ○廃棄物収集業務の一部を民間委託(4月) ○「資源ごみ分別回収モデル事業」開始(5月) ○「グリーンリサイクル事業計画」策定(6月)	○「群馬県環境基本条例」 公布
平成9年	○「生ごみ処理容器購入費補助制度」制定(3月) ○「資源集団回収奨励補助制度」制定(3月) ○「小水道等補助制度」制定(3月) ○「緑地内広域最終処分場」建設工事着工(7月) ○「廃棄物減量等推進員」設置(8月) ○「飲料容器再資源化施設」完成(9月) ・処理能力2.45t/5h ○資源ごみ分別回収事業を全市域で開始(10月) ・缶・びん	○「環境影響評価法」公布
平成10年	○「環境基本条例」公布(3月) ○「環境審議会」設置(6月) ○「清掃センター」改修工事着工	○「地球温暖化対策推進法」 公布 ○「家電リサイクル法」公布
平成11年	○「環境基本計画」策定(3月) ○「緑地内広域最終処分場」完成(3月) ・事業費21.2億円	○「ダイオキシン対策特措 法」公布 ○「PRTR法」公布
平成12年	○「清掃センター排ガス高度処理施設」完成(3月) ・事業費22.7億円 ○資源集団回収奨励補助制度の補助単価を改定(4月) ○「特定地域(高山・日野)生活排水処理事業」開始(4月) ○市天然記念物に「ヤリタナゴ」、「ホトケドジョウ」、「マツカサガイ」を 指定(7月3日) ○資源ごみ分別回収の対象品目拡大(10月) ・ペットボトル、白色トレイ、紙パック ○「狂犬病予防法に関する規則」制定(3月) ○「藤岡市群馬県の生活環境を保全する条例施行規則」制定(9月)	○「グリーン購入法」公布 ○「循環型社会形成推進基 本法」公布 ○「建設リサイクル法」公布 ○「食品リサイクル法」公布 ○「群馬県の生活環境を保 全する条例」公布
平成13年	○「廃棄物の不法投棄の情報に関する覚書」を郵便局と締結(1月) ○ごみ対策事業を清掃センターへ移管(4月)	○「フロン回収破壊法」公布 ○「PCB廃棄物特措法」公布
平成14年	○廃タイヤ、廃バッテリー、LPガスボンベ、消火器を受入処理(2月) ※清掃センター ○新町可燃ごみの受託処理を開始※清掃センター	○「新エネルギー等電気利 用法」公布 ○「自動車リサイクル法」公布 ○「自然再生推進法」公布

年号	藤岡市	国・県
平成14年		○「土壌汚染対策法」公布
平成15年	○「生活排水対策推進計画」策定(3月) ○悪臭防止法に基づく区域の区分を指定(3月) ○「廃棄物の不法投棄の情報に関する覚書」を郵便局と締結終了(4月)	○「環境教育推進法」公布
平成16年	○集団狂犬病予防注射の休日実施を開始(4月) ○新町可燃ごみの受託処理終了(5月)※清掃センター ○鬼石町と合併協議開始(7月)	○「環境配慮促進法」公布
平成17年	○「単独浄化槽等転換による補助制度」制定(3月) ○「合併処理浄化槽設置費補助制度」の補助単価改定(4月) ○「藤岡市役所OA用紙使用削減計画」策定(4月) ○浄化槽法に基づく法定検査(50人槽以下)について保守点検業者が行う制度を導入(4月) ○環境美化監視員を16人に増員(10月)	
平成18年	○鬼石町を編入合併(1月) ・人口:71,277人 ○「し尿汲み取り自動車購入費補助制度」の補助単価改定(1月) ○「環境美化監視員」を20人に増員(1月) ○「藤岡・新町・吉井・鬼石環境衛生事務組合」を「藤岡・吉井環境衛生事務組合」に名称変更(1月)	
平成19年	○藤岡・吉井環境衛生事務組合と高崎市との間におけるし尿及び浄化槽汚泥処理にかかる事務の委託を廃止(1月) ○「山間地し尿汲み取り事業補助制度」の補助基準改定(3月) ○「藤岡・吉井衛生事務組合」解散(3月) ○「藤岡・吉井衛生事務組合」の事務及び財産を「多野藤岡市町村振興整備組合」が継承(4月) ○「し尿汲み取り自動車購入費補助制度」の補助単価改定(4月) ○「特定地域生活排水処理事業」の区域に三原・三波川地区を追加(4月) ○「第1期地球温暖化対策実行計画(事務事業)」策定(9月) ○「資源活用検討会(エコワットプロジェクト事業)」設置(12月) ○西部都市下水道などで小水力発電の実証実験を実施	○「環境配慮契約法」公布
平成20年	○「地域新エネルギービジョン」策定(2月) ○「一般廃棄物処理基本計画」策定(3月)※清掃センター ○資源ごみ分別回収の対象品目拡大(4月)※清掃センター ・その他紙 ○「浄化槽設置整備事業補助制度」制定(3月)	○「生物多様性基本法」公布
平成21年	○「地域新エネルギー詳細ビジョン」策定(2月) ○「第2次環境基本計画」策定(3月) ○「地域美化活動推進事業実施制度」制定(3月) ○「住宅用太陽光発電システム設置費補助制度」制定(3月)	○「群馬県地球温暖化防止条例」公布
平成22年	○「環境美化監視員制度」廃止(3月) ○「山間地し尿汲み取り事業補助制度」廃止(3月) ○藤岡北高工マイクロeco水力発電所稼働開始(4月)	
平成23年	○「浄化槽エコ補助金制度」制定(3月) ○「スズメバチ駆除費補助制度」制定(3月) ○環境課環境衛生係及び鬼石環境対策係を廃止し、環境課環境政策係、同環境保全係を新設(4月) ○浄化槽事業を上下水道部下水道課へ移管(4月) ○小水道事業を上下水道部経営課へ移管(4月) ○資源ごみ分別回収の対象品目拡大(4月)※清掃センター ・色付き及び柄付きトレイ、ペットボトルのふた ○市有施設等の空間放射線量の測定を開始(6月) ○「節電行動計画」策定(6月)	○「再エネ特措法」公布 ○「災害廃棄物特措法」公布 ○「第1次一括法」公布 ○「第2次一括法」公布
平成24年	○「第2期地球温暖化対策実行計画(事務事業)」策定(3月)	

年号	藤岡市	国・県
平成24年	<ul style="list-style-type: none"> ○「墓地等の経営の許可等に関する条例」公布(3月) ○「生ごみ処理容器購入費補助制度」廃止(3月)※清掃センター ○騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に係る規制区域の指定等の事務が県より委譲(4月) ○「住宅用太陽光発電システム設置費補助制度」の補助単価改定(4月) <ul style="list-style-type: none"> ・キロ:7万円→キロ4:万円 	
平成25年	<ul style="list-style-type: none"> ○「小水道条例」公布(3月) ○「水道法施行細則」制定(3月) ○「グリーン購入基本方針」策定(3月) ○美土里堰農村公園マイクロ水力発電所稼働開始(5月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「フロン排出抑制法」公布 ○「小型家電リサイクル法」公布 ○「第3次一括法」公布
平成26年	<ul style="list-style-type: none"> ○「グリーン購入基本方針」の重点品目を見直し(3月) <ul style="list-style-type: none"> ・5分野31品目→6分野45品目 ○「道の駅ふじおか(ららん藤岡)」及び「道の駅おにし」に電気自動車用急速充電器設置(3月) 	
平成27年	<ul style="list-style-type: none"> ○「住宅用太陽光発電システム設置費補助制度」の補助単価改定(4月) <ul style="list-style-type: none"> ・キロ:4万円→キロ:2万円 ○「ボランティア清掃用ごみ袋交付要綱」制定(3月) ○「グリーン購入基本方針」の重点品目を見直し(3月) <ul style="list-style-type: none"> ・6分野45品目→13分野62品目 	
平成28年	<ul style="list-style-type: none"> ○行政不服審査法等の施行に伴い「墓地等の経営の許可等に関する規則」、「藤岡市群馬県の生活環境を保全する条例施行規則」、「水道法施行細則」を一部改正(1月) <ul style="list-style-type: none"> ・審査請求期間を60日以内から3箇月以内に変更 ○群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部改正(3月) <ul style="list-style-type: none"> ・県条例で規定する3種の施設による騒音、振動に関する規制地域の指定の事務が県より委譲 	

Ⅲ 環境事業

1 環境審議会

(1) 環境審議会とは

環境審議会は、良好な環境の保全及び創造を図るための推進体制として、藤岡市環境基本条例第17条の規定に基づき設置された機関です。

環境審議会では、市長の諮問に応じ藤岡市環境基本条例第4条に規定する施策の策定に関することや、良好な環境の保全及び創造に関する基本的事項に関することについて調査・審議し、市長へ答申する役割を担っています。

(2) 藤岡市環境審議会委員名簿

平成28年4月1日現在
任期2年：H28. 4. 1～H30. 3. 31

	所 属 機 関 等	氏 名
学識経験者	群馬医療福祉大学院研究科長	ササザワ タケン 笹澤 武
	医学博士	ハラ ヨシロ 原 善彦
市民及び各種団体を代表する者	藤岡市区長会	アキバ マサチ 秋葉 正道
	藤岡市連合婦人会	カナイ キミヨ 金井 君代
	藤岡商工会議所 青年部	カワノ マコト 川野 真
	藤岡市健康推進員協議会	コジマ ヨウコ 小島 洋子
	藤岡青年経営者協議会	マルヤマ ダイスケ 丸山 大介
	藤岡労働基準協会	イシザキ カンヒロ 石崎 勝宥
	公益社団法人群馬県環境資源保全協会藤岡支部	トミオカ ナオヒロ 富岡 直博
	カワゲラの会	カケガワ ユウコ 掛川 優子
	藤岡市宮本町生活学校	ア ダチ キヨミ 安達 清美
群馬県環境アドバイザー藤岡ブロック	タ グチ イサオ 田口 勇夫	
行政機関職員	西部環境森林事務所	ホシノ タカマサ 星野 隆昌
	藤岡市小中学校校長会	サイトウ トシアキ 斎藤 俊明

※ 環境審議会は、平成8年4月1日に設置

2 温室効果ガスの排出状況等

平成23年度に第2期「藤岡市地球温暖化対策実行計画」を策定し、平成28年度までの5年間に於いて、市の事務・事業から排出される温室効果ガス排出量を、平成22年度比で5%以上削減することを総合目標とし、全庁的に省エネルギー行動を行うなど職員一人ひとりが積極的に温室効果ガス排出削減に取り組んでいます。平成27年度の実績は、継続した省エネ・節電対策の実行やトレイ分別回収の定着などによる廃プラスチック焼却量の減少により、温室効果ガス排出量は基準年度（H22年度）比6.3%減（H26年度目標数値：4%削減）となった。

(1) 原因活動別活動量

項目		年度	単位	H22 (基準年度)	H24	H25	H26	H27	H28 (最終年度)	H27 前年比	H27 H22年比
燃料の使用	ガソリン	ℓ		81,935	82,328	84,219	80,407	76,498		-4.9%	-6.6%
	灯油	ℓ		220,473	214,756	205,871	199,356	192,600		-3.4%	-12.6%
	軽油	ℓ		62,338	56,619	55,842	55,014	50,477		-8.2%	-19.0%
	A重油	ℓ		156,550	130,000	142,000	130,000	131,000		0.8%	-16.3%
	液化石油ガス(LPG)	kg		46,567	45,136	40,731	39,627	37,178		-6.2%	-20.2%
	都市ガス	m ³		23,711	14,366	11,636	11,179	11,288		1.0%	-52.4%
	電気の使用	kWh		14,593,353	13,729,579	13,827,281	13,093,821	12,940,853		-1.2%	-11.3%
自動車の走行	ガソリン	普通・小型乗用車	km	177,835	239,424	204,119	214,236	192,988		-9.9%	8.5%
		軽乗用車	km	223,159	238,652	242,016	262,815	261,225		-0.6%	17.1%
		普通貨物車	km	0	0	4,071	0	0			—
		小型貨物車	km	132,815	126,094	127,824	109,214	112,718		3.2%	-15.1%
		軽貨物車	km	297,555	296,143	285,430	284,238	282,571		-0.6%	-5.0%
		特殊用途車	km	13,569	11,704	9,928	9,738	9,259		-4.9%	-31.8%
		バス	km	158,445	134,189	117,571	113,643	111,782		-1.6%	-29.5%
	ディーゼル	普通・小型乗用車	km	0	0	0	0	0			—
		普通貨物車	km	156,257	125,673	123,186	126,360	124,969		-1.1%	-20.0%
		小型貨物車	km	51,496	29,579	30,416	28,383	21,336		-24.8%	-58.6%
		特殊用途車	km	33,718	57,669	62,619	66,903	69,129		3.3%	105.0%
		バス	km	158,445	134,189	117,571	113,643	111,782		-1.6%	-29.5%
		カーエアコンの使用台数	台		217	221	222	217	222		2.3%
麻酔剤(笑気ガス)の使用量	kg		0	0	0	0	0		—	—	
一般廃棄物焼却量	t		25,428	26,974	25,853	25,947	25,650		-1.1%	0.9%	
廃プラスチックの焼却量	t		3,742	4,199	3,714	4,628	3,481		-24.8%	-7.0%	

(2) 温室効果ガス排出量(CO2, CH4, N2O, HFC)

(単位：kg-CO2)

項目		年度	H22 (基準年度)	H24	H25	H26	H27	H28 (最終年度)	H27 前年比	H27 H22年比
燃料の使用	ガソリン		190,089	191,001	195,388	186,544	177,475		-4.9%	-6.6%
	灯油		548,978	534,742	512,619	496,396	479,574		-3.4%	-12.6%
	軽油		160,832	146,077	144,072	141,936	130,231		-8.2%	-19.0%
	A重油		424,251	352,300	384,820	352,300	355,010		0.8%	-16.3%
	液化石油ガス(LPG)		139,701	135,408	122,193	118,881	111,534		-6.2%	-20.2%
	都市ガス		51,690	31,318	25,017	24,035	24,269		1.0%	-53.0%
	電気の使用		5,603,848	5,272,158	5,309,676	5,180,040	5,402,988		4.3%	-3.6%
自動車の走行		8,664	8,974	8,664	8,995	8,995		0.0%	3.8%	
カーエアコンの使用		2,600	2,600	2,600	2,600	2,600		0.0%	0.0%	
麻酔ガスの使用		0	0	0	0	0		—	—	
一般廃棄物の焼却		447,524	474,536	454,985	456,535	451,244		-1.2%	0.8%	
廃プラスチックの焼却		10,345,383	11,608,835	10,267,972	12,794,877	10,030,211		-21.6%	-3.0%	
計		17,923,560	18,757,949	17,428,006	19,763,139	17,174,131		-13.1%	-4.2%	
対基準年度比		—	4.7%	-2.8%	10.3%	-4.2%				
目標値		—	17,744,324	17,565,088	17,385,853	17,206,618	17,027,383			
削減率(目標)		—	1.00%	2.00%	3.00%	4.00%	5.00%			

※備考：数値は教育委員会部局を含む市の全ての事務事業が対象。ただし指定管理施設を除く。

(3) 平成27年度温室効果ガス排出量計算書

①ガスの種別：二酸化炭素 (CO₂)

種別	原因活動	単位	使用量活動量 (A)	排出係数 (B)	発熱量 (C)	換算率 (D)	温室効果ガス 排出量 (kg-CO ₂) { (A) × (B) × (C) × (D) } (E)	温暖化 係数 (F)	CO ₂ 換算後 (kg-CO ₂) (E) × (F)	構成比
CO ₂	燃料使用量	ガソリン	ℓ	76,498	0.0183	34.60	44 /12	1	177,475	1.058%
		灯油	ℓ	192,600	0.0185	36.70	44 /12		479,574	2.860%
		軽油	ℓ	50,477	0.0187	37.70	44 /12		130,231	0.777%
		A重油	ℓ	131,000	0.0189	39.10	44 /12		355,010	2.117%
		液化石油ガス(LPG)	kg	37,178	0.0161	50.80	44 /12		111,534	0.665%
		都市ガス	m ³	11,288	0.0136	43.14	44 /12		24,269	0.145%
	電気使用量	kwh	12,940,853	※			5,402,988	32.223%		
	廃プラスチック焼却量	t	3,481	754		44 /12	9,623,805	57.395%		
合計							16,304,886	① 16,304,886	97.240%	
二酸化炭素 (CO ₂)		酸素と炭素が結合してできる化合物で、赤外線を吸収して熱を閉じ込める性質を持つ。化石燃料の燃焼や廃棄物の焼却により発生。我が国の温室効果ガス排出量の9割以上を占める。								

※ 東京電力：0.384、丸紅：0540、エネサーブ：0.498

②ガスの種別：メタン (CH₄)

種別	原因活動	単位	使用量活動量 (A)	排出係数 (B)	温室効果ガス 排出量 (kg-CH ₄) { (A) × (B) } (C)	地球温暖 化係数 (D)	CO ₂ 換算後 (kg-CO ₂) (C) × (D)	構成比		
CH ₄	自動車の走行量	ガソリン	普通・小型乗用車	km	192,988	0.0000100	15	21	315	0.001%
			軽乗用車	km	261,225	0.0000100				
			普通貨物車	km	0	0.0000350				
			小型貨物車	km	112,718	0.0000150				
			軽貨物車	km	282,571	0.0000110				
			特殊用途車	km	9,259	0.0000350				
	軽油	普通・小型乗用車	km	0	0.0000020					
		普通貨物車	km	124,969	0.0000150					
		小型貨物車	km	21,336	0.0000076					
		特殊用途車	km	69,129	0.0000130					
		バス	km	111,782	0.0000170					
		一般廃棄物焼却量	t	25,650	0.0009500	24				
合計							39	② 819	0.005%	
メタン (CH ₄)		天然ガスの主成分で有機物の腐敗・発酵によっても発生する。化石燃料の燃焼、廃棄物の焼却により発生。								

③ガスの種別：一酸化二窒素 (N₂O)

種別	原因活動	単位	使用量活動量 (A)	排出係数 (B)	温室効果ガス 排出量 (kg-N ₂ O) { (A) × (B) } (C)	地球温暖 化係数 (D)	CO ₂ 換算後 (kg-CO ₂) (C) × (D)	構成比		
N ₂ O	自動車の走行量	ガソリン	普通・小型乗用車	km	192,988	0.000029	28	310	8,680	0.052%
			軽乗用車	km	261,225	0.000022				
			普通貨物車	km	0	0.000039				
			小型貨物車	km	112,718	0.000026				
			軽貨物車	km	282,571	0.000022				
			特殊用途車	km	9,259	0.000035				
	軽油	普通・小型乗用車	km	0	0.000007					
		普通貨物車	km	124,969	0.000014					
		小型貨物車	km	21,336	0.000009					
		特殊用途車	km	69,129	0.000025					
		バス	km	111,782	0.000025					
		笑気ガス(麻酔剤)使用量	m ³	0	1	0				
一般廃棄物焼却量	t	25,650	0.0567	1454	450,740	2.688%				
合計							1,482	③ 459,420	2.740%	
一酸化二窒素 (N ₂ O)		窒素の酸化物。吸入麻酔薬としても使用される。化石燃料の燃焼、廃棄物の焼却、全身麻酔の使用等により排出。								

④ガスの種別：ハイドロフルオロカーボン (HFC)

種別	原因活動	単位	使用量活動量 (A)	排出係数 (B)	温室効果ガス 排出量 (kg-HFC) { (A) × (B) } (C)	地球温暖 化係数 (D)	CO ₂ 換算後 (kg-CO ₂) (C) × (D)	構成比		
HFC	カーエアコン搭載車の台数	台	222	0.01	2	1,300	2,600	0.016%		
合計							2	④ 2,600	0.016%	
ハイドロフルオロカーボン (HFC)		オゾン層を破壊しないことから代替フロンとして使用される。エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫などの冷媒等に使用。								

温室効果ガス総排出量 (CO ₂ 換算後)							(①+②+③+④)	(kg-CO ₂)	16,767,725	100.00%
----------------------------------	--	--	--	--	--	--	-----------	-----------------------	------------	---------

〔用語説明〕

■ 温室効果ガス

地球大気中に放出されたとき、温室効果を引き起こす性質のある気体の総称。規制対象とされる温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボンおよび六フッ化硫黄。これらの排出は、化石燃料の燃焼など人間の生活・生産活動が大きく関与している。

■ 地球温暖化係数

地球温暖化係数とは、各温室効果ガスの地球温暖化をもたらす効果の程度を、二酸化炭素の当該効果に対する比で表したものである。二酸化炭素に比べメタンは25倍、一酸化二窒素は310倍、フロン類は数千～1万倍温暖化する能力がある。

■ 二酸化炭素 (CO₂)

我が国における温室効果ガス排出量の9割以上を占める気体。酸素と炭素が結合してできる化合物であり、赤外線を吸収して熱を閉じ込める。化石燃料の燃焼、廃棄物の焼却等により発生。地球温暖化係数：1

■ メタン (CH₄)

天然ガスの主成分。有機物が嫌気状態で腐敗、発酵するときに生じる。化石燃料の燃焼、廃棄物の焼却等により発生。地球温暖化係数：21

■ 一酸化二窒素 (N₂O)

数ある窒素酸化物の中で最も安定している。麻酔作用をもつ。化石燃料の燃焼、廃棄物の焼却、全身麻酔の使用等により排出。地球温暖化係数：310

■ ハイドロフルオロカーボン (HFC)

オゾン層を破壊しないことから代替フロンとして使用される。エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫などの冷媒等に使用されている。地球温暖化係数：140～11700

■ パーフルオロカーボン (PFC)

水素も塩素も全く含まない非常に安定したフッ化炭素系化合物。半導体等の製造時や電子部品の不活性液として使用。地球温暖化係数：6500～9200

■ 六ふっ化硫黄 (SF₆)

化学的に安定度が高い、無毒・無臭・無色の気体。変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用として使用。地球温暖化係数：23900

(4) 温室効果ガス以外の環境負荷状況

① 上水道使用

(単位：m³)

年度 区分	H22 (基準年度)	H24	H25	H26	H27	H28 (最終年度)
企画部	4,313	3,683	3,385	3,557	3,295	
総務部	307	283	284	273	233	
市民環境部	21,409	21,937	24,938	22,124	24,364	
健康福祉部	5,774	6,781	6,743	5,815	5,905	
経済部	1,412	1,170	1,190	969	1,005	
都市建設部	3,130	1,543	1,288	1,538	1,499	
鬼石総合支所	2,405	2,220	2,479	2,345	1,946	
上下水道部	0	0	0	0	0	
教育委員会	98,939	100,887	91,595	93,272	81,874	
鬼石病院	22,857	21,566	20,635	18,719	18,751	
合計	160,546	160,070	152,537	148,612	138,872	
対基準年度比	—	-0.3%	-5.0%	-7.4%	-13.5%	
目標値 (平成28年度)	152,519 ※削減目標基準年度比5%以上					

※1 水の効率的な利用により浄水場におけるエネルギー使用量の削減につながるため、上水道使用量の削減目標は、平成28年度までに基準年度比5%以上削減を目標とした。

※2 日頃から節水に努めており大幅に使用量を低減する成果が見られ、計画期間の3年目となる平成26年度の上水道使用量は基準年度比13.5%の削減で、年平均1%以上削減するとしていた目標を大幅に更新し、総合目標も達成する削減率となった。

② 用紙使用量

(単位：枚)

品名	規格		H22年度 (基準年度)	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度 (最終年度)
	紙質	サイズ						
再生紙①	白色度 70%	A3	1,248,000	1,293,000	1,170,000	1,068,000	1,302,000	
		A4	4,277,500	4,380,000	4,095,000	4,607,500	5,140,000	
		B4	877,500	457,500	393,750	615,000	641,250	
		B5	176,250	127,500	67,500	125,625	136,875	
再生紙②	白色度 80%	A3	438,000	774,000	657,000	798,900	756,000	
		A4	4,990,000	5,935,000	6,107,500	6,172,500	5,377,500	
		B4	2,411,250	2,535,000	2,351,250	2,208,750	2,212,500	
		B5	564,375	652,500	515,625	435,000	506,250	
再生色 上質紙	中厚口	A3	642,000	366,000	414,000	458,000	422,000	
		A4	241,000	129,000	132,000	134,000	136,000	
		B4	81,000	31,500	49,500	19,500	21,000	
	特厚口	A3	31,000	66,000	22,000	32,000	19,000	
		A4	23,000	13,500	11,500	11,000	25,000	
		B4	3,000	4,500	3,000	750	750	
再生 上質紙	特厚口	A3	66,000	31,000	29,000	30,000	9,000	
		B4	44,250	17,250	15,750	14,250	9,750	
計			16,114,125	16,813,250	16,034,375	16,730,775	16,714,875	
対基準年度比			—	4.3%	-0.5%	3.8%	3.7%	
目標値			15,308,419 (H22年比削減目標5%以上)					

※1 二酸化炭素の吸収源である森林資源の保全、廃棄物の削減の観点から、平成28年度までに基準年度比5%以上の用紙使用量の削減を目標とした。

※2 計画の4年目となる平成27年度は、両面使用や裏面使用、ペーパーレスの励行により用紙使用量の削減に努めたが、基準年度（H22年度）比3.7%の増加となり、年平均で1%以上削減するとしていた当初の目標達成には至っていない。

(5) フロン排出抑制法による第一種特定製品の管理

平成27年4月1日施行のフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律により、第一種特定製品（業務用エアコンディショナー及び冷凍・冷蔵機器）の管理者には、同製品に充てんされたフロン類（温室効果ガス）の漏えい防止や漏えい量の報告などが義務付けられることになりました。

市有施設における第一種特定製品の設置状況等

区分		年度				
		H27	H28			
第一種 特定製 品	空調機器	584台				
	冷凍・ 冷蔵機器	83台				
年間漏えい量 (Co2- t)		6.0				

3 エネルギー使用の合理化

(1) エネルギー使用量

平成22年4月施行の「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(以下、「省エネ法」という。)により、特定事業者(1年度間のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500kℓ以上の事業者)は、中長期的にみてエネルギー消費原単位を年平均1%以上低減することが努力義務化されました。

本市の市長部局における事業(教育委員会を除く全ての施設(指定管理施設を含む)で行う事業)は、特定事業者として指定を受け、省エネ法の下、エネルギー(電気・燃料・熱)の使用の合理化などに取り組んでいます。

区分		年度					
		H22	H23	H24	H25	H26	H27
対象施設数		166	170	167	168	169	172
エネルギー使用量(原油換算値kℓ)		5,115	4,777	4,788	4,508	4,219	4,233
エネルギー消費原単位※	市町村機関	47.7	39.2	42.3	31.6	35.0	37.2
	上水道業	24.9	26.3	27.9	28.6	27.8	30.5
	ごみ処分業	18.6	16.6	18.9	21.2	19.2	21.2
	一般病院	7.5	6.6	7.8	7.3	8.3	7.3
	公園	3.1	3.7	2.6	2.9	2.9	3.0
	火葬業	1.2	1.2	1.3	1.5	1.5	1.4
平成21年度比			-9.1%	-2.14%	-9.61%	-8.06%	-2.33%
削減目標値			-1.0%	-2.0%	-3.0%	-4.0%	-5.0%

※ エネルギー消費原単位は、施設毎に算入する指標が異なるため、まとめる事が出来ません。そこで基準年度の割合を算出し、その数値に対する値を使用しています。

4 新エネルギー対策推進事業

(1) 住宅用太陽光発電システム設置費補助金

地球温暖化防止対策の一環として環境への負荷の少ない新エネルギーの導入を促進するため、住宅用太陽光発電システムを設置し使用する市民に対し補助金を交付しています。

年度	項目	申請数	合計最大出力	平均最大出力	補助金交付額計	補助率
H21		118 件	432.3 kw	3.66 kw/件	27,890,000 円	・1kWあたり7万円 ・補助限度額:28万円 (上限4kW)
H22		133 件	521.0 kw	3.92 kw/件	33,176,000 円	
H23		345 件	1,468.6 kw	4.26 kw/件	88,130,000 円	
H24		259 件	1,128.5 kw	4.36 kw/件	38,349,000 円	・1kWあたり4万円 ・補助限度額:16万円 (上限4kW)
H25		236 件	1,072.3 kw	4.54 kw/件	35,567,000 円	
H26		151 件	691.4 kw	4.58 kw/件	22,772,000 円	
H27		96 件	442.3 kw	5.03 kw/件	7,118,000 円	・1kWあたり2万円 ・補助限度額:8万円 (上限4kW)
H28						

(2) 小水力(マイクロ)発電所

本市では、新エネルギーの普及啓発のため、2箇所のマイクロ水力発電所を設置しています。

① 藤岡北高校マイクロeco(エコ)水力発電所



自然エネルギーの身近な学習の場として、市内用水路に設置。平成22年3月より稼働開始し、県道沿いの通路に設置したLED防犯灯(4基)の電力として使用している。

※平成24年3月改修工事を実施

- ・改修前：出力0.13kW(水力0.1kW＋太陽光0.03kW)
- ・改修後：出力0.25kW(水力0.1kW＋太陽光0.15kW)

※平成25年2月LED照明を1基増設

※平成26年3月LED照明を1基増設

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
発電電力量	69.6 kwh	103.2 kwh	300.1 kwh	335.2 kwh	518.5 kwh	390.0 kwh
CO2削減量	37.6 kg	57.7 kg	166.8 kg	187.4 kg	287.9 kg	217.0 kg

※CO2削減量は、1kWh=0.555kgとして算出

② 美土里堰農村公園マイクロ水力発電所



地球温暖化対策の一環として、枯渇しない自然エネルギーを活用したマイクロ水力発電所を市内農業用水路に設置。平成25年4月より稼働開始し、LED防犯灯(2基)と公園内トイレの電力として使用している。

※出力0.1kw

※平成27年3月啓発PR用LED表示板を設置

・平成26年8～11月故障修繕

・平成27年10～平成28年2月故障修繕

年度	H25	H26	H27	H28		
発電電力量	508.0 kwh	432.0 kwh	298.0 kwh			
CO2削減量	281.9 kg	239.8 kg	165.4 kg			

※CO2削減量は、1kWh=0.555kgとして算出

(3) EV(電気自動車)用急速充電器

本市では、環境性能が高く地球温暖化対策を推進する上でも効果的とされる次世代自動車等の普及促進のため、「道の駅ふじおか」と「道の駅上州おにし」に電気自動車(EV)用急速充電器を設置しています。(平成26年3月設置)



《①道の駅ふじおかEV急速充電器》



《②道の駅上州おにしEV急速充電器》

※ 利用料金：1回の充電(30分又は80%充電)につき500円

※ 利用時間 ①道の駅ふじおか：24時間利用可能

②道の駅上州おにし：午前9時から午後5時まで(定休日：原則火曜日)

○EV急速充電器年間利用台数

設置場所	年度				
	H26	H27	H28	H29	H30
道の駅ふじおか(ららん藤岡)	119台	100台			
道の駅上州鬼石(体験学習館MAG)	24台	15台			

(4) 公共施設における新エネルギー導入状況(H28.4.1現在)

太陽光発電	13施設	H22年(東中学校、北中学校、鬼石小学校、鬼石北小学校、神流小学校、総合学習センター)、H24年(藤岡第一小学校、小野小学校、美九里東小学校、美九里西小学校)、H25年(美土里小学校、平井小学校)、H27年(鬼石総合支所)
ハイブリット発電(太陽光+風力)	2施設	H14年みずとびあ藤岡駐車場、H16年日野小学校
小水力発電(出力1000kw以下)	2施設	H21年藤岡北高校マイクロ水力発電所、H25年美土里堰マイクロ水力発電所
ゴミ焼却熱利用	1施設	S61年清掃センター(熱交換器:給湯用)
ガスコージェネレーション	1施設	H14年みずとみあ藤岡(マイクロガスタービンコージェネレーション設備)

5 藤岡市グリーン購入(基本方針)

藤岡市では、「環境物品等の調達に関する法律」(平成12年法律第100号以下「グリーン購入法」という。)第10条第1項の規定に基づき、環境配慮製品の購入を積極的に進めるため、本市における「グリーン購入基本方針」を策定し、平成25年度よりグリーン購入の取組の推進を図っています。

○対象範囲

市のすべての機関が行う物品等の購入を対象としています。

○購入する物品等の選定基準

- ・環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
- ・第三者機関の認定環境ラベルを取得したものを選択すること。
(エコマーク・グリーンマーク・国際エネルギースタープログラム等)
- ・長期間の使用ができること。
- ・リサイクルが可能であること。
- ・再生された素材や再使用された部品を多く使用していること。
- ・廃棄するとき処理や処分が容易なこと。
- ・包装等が過剰でないこと。

(1) 平成28年度グリーン購入基準(重点品目)

分類	品目名	購入基準等 (◎は購入判断の基準、○は配慮事項)
紙類	コピー用紙	◎総合評価値が80以上 ○古紙パルプ配合率が可能な限り高いこと ○できる限り簡易包装されていること
	トイレットペーパー	◎古紙パルプ配合率が100%
	ティッシュペーパー	○できる限り簡易包装されていること
文具類	文具類共通購入判断基準	◎主要材料がプラスチックの場合は、再生プラスチック配合率40%以上(プラスチック重量比) ◎主要材料が木質の場合は、間伐材、端材等の再生資源又は合法材 ◎主要材料が紙の場合は、古紙パルプ配合率50%以上又はバージンパルプの合法性の担保 ○古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いもの ○できる限り簡易包装されていること
	ボールペン	○芯の詰替えが可能なもの
	マーキングペン(蛍光ペン、油性ペン、水性ペン)	○消耗品(インク等)の交換または補充ができるもの

分類	品目名	購入基準等 (◎は購入判断の基準、○は配慮事項)
文具類	シャープペンシル	○残芯が可能な限り少ないもの
	シャープペンシルの替芯	[判断の基準は容器に適用]
	鉛筆	[判断の基準は文具類共通の判断基準]
	消しゴム	[判断の基準は巻紙又はケースに適用]
	液状のり	[判断の基準は容器に適用]
	補充用液状のり	○内容物が補充できること
	テープのり	[判断の基準は容器・ケースに適用]
	スティックのり	○消耗品が交換できること
	修正液	[判断の基準は容器に適用]
	修正テープ	◎再生プラスチック配合率が70%以上(消耗部分を除く) ○詰替えが可能なもの
	セロハンテープ	[判断の基準はテープ基材に適用]
	布粘着テープ	◎テープ基材(ラミネート層を除く)の再生プラスチック配合率が40%以上
	クラフトテープ	◎テープ基材の古紙パルプ配合率が40%以上
	両面テープ	
	事務用封筒(紙製)	◎古紙パルプ配合率が40%以上
	窓付き封筒(紙製)	◎古紙パルプ配合率が40%以上 ◎窓部分フィルムの再生プラスチック配合率40%以上
	チューブファイル	◎金属を除く主要材料が紙の場合、古紙パルプ配合率が70%以上 ◎金属を除く主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチック配合率40%以上 ○とじ具がリサイクル又は廃棄のため分離や分別ができること
	フラットファイル	
	バインダー	
	付箋紙	◎古紙パルプ配合率が70%以上
	付箋フィルム	◎再生プラスチック配合率が40%以上
	タックラベル(タックインデックス、マイタック)	◎古紙パルプ配合率が70%以上
	ファイリング用品(仕切りカード、見出紙)	◎古紙パルプ配合率が70%以上
	はさみ	○再使用、再生利用または適正廃棄を容易に行えるように、分離または分別の工夫がなされていること
	カッターナイフ	◎再生プラスチック配合率が40%以上
	ステープラー ホッチキス(ハンディ型)	◎主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチック配合率が70%以上(機構部分を除くプラスチック重量比)
	スタンプ台	◎主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチック配合率が70%以上(消耗部分を除く) ○インクまたは液が補充できること
朱肉		
オフィス家具等	椅子	◎保守部品または消耗品は製造終了後5年以上供給 ◎主材料が金属類の場合は、棚板の機能重量が0.1以下、単一素材分解可能性が85%以上、リサイクル等に配慮された設計であること
	机	◎主材料がプラスチックの場合は、再生プラスチック配合率10%以上又は植物を原料とするプラスチックが25%以上
	棚	◎主材料が木材の場合は、間伐材・端材等の再生資源又は合法材及びホルムアルデヒドの放散速度が0.02mg/m ³ h以下 ◎主材料が紙の場合：古紙パルプ配合率50%以上
画像機器等	コピー機等 ・コピー機 ・複合機	◎国際エネルギースタープログラム(Ver.2.0) 適合 ◎特定の化学物質の含有率が基準値以下 ◎製品の回収・リサイクルプログラムの保有等
	プリンター	※複数年を通じて契約するリース・レンタルについては、契約を締結した年の契約月に1回のみ計上

分類	品目名	購入基準等 (◎は購入判断の基準、○は配慮事項)
画像機器等	カートリッジ等 ・トナーカートリッジ ・インクカートリッジ	◎使用済みカートリッジの回収のシステムがあること ◎回収部品の再使用・マテリアルリサイクル率 インクカートリッジ：25%以上 トナーカートリッジ：50%以上 ◎回収した部品の再資源化率が95%以上であること ◎トナー又はインクの化学安全性が確保されていること ◎トナーカートリッジの感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を含まないこと
電子計算機等	パソコン	◎省エネラベリング制度の緑色のラベル、PCグリーンラベル、国際エネルギースタープログラムのラベルの表示がある製品であること
	ディスプレイ	◎特定の化学物質の含有率が基準値以下
	記録用メディア (CD, DVD, BD)	【次のいずれかを満たすこと】〔判断の基準はケースに適用〕 ◎再生プラスチック30%以上または古紙パルプ配合率70%以上（エコマーク認定品） ◎スリムタイプまたはスピンドルタイプ ◎植物由来のプラスチック
オフィス機器	電卓	◎使用電力の50%以上が太陽電池から供給されるもの（エコマーク認定品） ◎再生プラスチック配合率40%以上
	電池 ※コイン型電池や角型電池は除く	◎アルカリ相当以上のもの（マンガン電池でないもの） ◎充電式電池は充電式のニッケル水素電池等
家電製品	冷蔵庫等	◎統一省エネラベル「☆☆☆☆」又は「☆☆☆☆☆」 ◎ノンフロン ◎特定の化学物質が含有率基準値以下
	テレビ	◎統一省エネラベル「☆☆☆☆」又は「☆☆☆☆☆」 ◎リモコン待機時の消費電力0.5W以下 ◎特定の化学物質が含有率基準値以下
照明	蛍光灯 (40形直管：Hf、FLR、FL)	◎高周波点灯専用形(Hf)の基準 ア. エネルギー消費効率は100lm/W以上 イ. 演色性は平均演色評価数Raが80以上 ウ. 管径は25.5(±1.2)mm以下 オ. 定格寿命は10,000時間以上 エ. 水銀封入量は製品平均5mg以下 ◎ラピッドスタート形(FLR)又はスタータ形(FL)の基準 ア. エネルギー消費効率は85lm/W以上 イ. 演色性は平均演色評価数Raが80以上 ウ. 管径は32.5(±1.5)mm以下 エ. 水銀封入量は製品平均5mg以下 オ. 定格寿命は10,000時間以上
	電球形状のランプ (電球形蛍光灯)	◎省エネラベリング制度の緑色のラベルがつけた製品であること ◎定格寿命が6,000時間以上 ◎水銀封入量は製品平均4mg以下
	電球形状のランプ (LEDランプ)	◎ランプ効率が下記の基準値以上 ・昼光色、昼白色、白色：80lm/W ・温白色、電球色：70lm/W ※ビーム開きが90度未満の反射型タイプは、明るさ、光源色を問わず50lm/W以上とする ◎平均演色評価数Raが70以上 ◎定格寿命が40,000時間以上（エコマーク認定品） ※ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、30,000時間以上であること
自動車等	自動車 (特殊車を除く)	◎次の自動車であること ・電気自動車 ・天然ガス自動車 ・ハイブリッド自動車 ・プラグインハイブリッド自動車 ・クリーンディーゼル自動車(乗車定員10人以下の乗用車) ◎ガソリン車については、平成27年度燃費基準達成かつ低排出ガス車であること (排出ガス基準値は平成17年基準：乗用車は☆☆☆☆、乗用車以外は☆☆☆) ◎ディーゼル車(10人以下の乗用車を除く)については、平成27年度燃費基準達成車であること ◎LPガス車については、平成22年度燃費基準達成かつ低排出ガス車であること (排出ガス基準値は平成17年基準：乗用車は☆☆☆☆、貨物車は☆☆☆)
	乗用車用タイヤ	◎転がり抵抗係数が9.0以下(低燃費タイヤ)であること ◎スパイクタイヤでないこと

分類	品目名	購入基準等 (◎は購入判断の基準、○は配慮事項)
消火器	消火器	◎粉末ABC消火器が対象 (A:普通火災、B:油火災、C:電気火災) ◎消火薬剤の40%以上が再生薬剤 ◎廃消火器の回収システム
制服・作業服	作業着	【次のいずれかを満たすこと】 ◎再生PET樹脂由来の繊維を25%以上使用していること (裏生地を除く) ◎再生PET樹脂配合率が10%以上かつ回収システムがあること ◎植物を原料とする生分解性の合成繊維が25%以上かつ回収システムがあること ◎植物を原料とする非生分解性の合成繊維が25%以上、または10%以上かつ回収システムがあること
	防寒着	
災害備蓄用品	ペットボトル飲料水 (備蓄用)	【災害用に長期保管する目的で調達するものが対象】 ◎賞味期限が5年以上 ◎名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造社名等の記載
	缶詰 (備蓄用)	
	アルファ化米 (備蓄用)	
	毛布	◎再生PET樹脂配合率が25%以上 ※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつポリエステル繊維重量比50%以上
	作業手袋	【次のいずれかを満たすこと】 ◎再生PET樹脂配合率が50%以上 ◎ポストコンシューマ繊維が50%以上
役務	印刷 ※印刷の対象は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物	【共通事項】 ◎判断の基準を満たす情報・印刷用紙の使用 ※総合評価値80以上 ◎リサイクル適性Aランクの用紙の使用 ※印刷物の用途・目的からその他のランクの用紙を使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載 ◎印刷物へのリサイクル適性の表示 ※納入事業者へ資材確認票の提出を求めること等により確認 ◎印刷工程における環境配慮の実施 【個別事項】 <オフセット印刷の場合> ◎植物由来の油を使用したインキの使用 (植物油インキ、大豆油インキ等) ◎NL規制 (印刷インキ工業連合会) 適合インキの使用 <デジタル印刷> ◎化学安全性の確認されたトナー又はインキの使用

主な環境ラベル



エコマーク
(日用品、家庭用品
文具、OA機器など)



国際エネルギー
スタープログラム
(PC、プリンターな
ど)



グリーンマーク
(用紙、トイレッ
ペーパーなど)



省エネラベリング
(エアコン、蛍光灯
など)

(2) グリーン購入(重点品目)調達実績

分類	品目名	H25年度 購入実績	H26年度 購入実績	H27年度 購入実績	H28年度 購入実績	備考
紙類	コピー用紙	100.0%	100.0%	100.0%		
	トイレットパーパー			99.3%		H27年追加
	ティッシュペーパー			4.5%		H27年追加
文具類	ボールペン	92.0%	99.9%	75.0%		
	マーキングペン(蛍光)	94.9%	96.6%	98.2%		
	マーキングペンカートリッジ(蛍光)	100.0%				
	マーキングペン(油性)	88.0%	88.5%	43.7%		
	マーキングペン(水性)		96.2%	93.2%		H26年追加
	シャープペンシル	98.0%	65.7%	81.8%		
	シャープペンシルの替芯	81.8%	22.2%	73.5%		
	鉛筆		34.5%	48.8%		H26年追加
	消しゴム	77.4%	100.0%	84.3%		
	液状のり	96.2%	100.0%	92.6%		
	補充用液状のり	96.4%	89.8%	100.0%		
	テープのり	100.0%	98.0%	100.0%		
	スティックのり	100.0%	100.0%	100.0%		
	修正液	100.0%	100.0%	98.2%		
	修正テープ	100.0%	100.0%	97.6%		
	セロハンテープ	100.0%	93.0%	100.0%		
	布粘着テープ	89.7%	92.8%	90.6%		
	クラフトテープ	37.5%	23.9%	99.1%		
	両面テープ	99.3%	100.0%	100.0%		
	事務用封筒(紙製窓なし)			18.0%		H27年追加
	窓付き封筒(紙製)			100.0%		H27年追加
	パイプファイル	100.0%	100.0%	99.3%		
	フラットファイル	99.4%	99.3%	96.5%		
	バインダー		0.0%	100.0%		H26年追加
	ふせん紙	79.2%	76.1%	90.0%		
	ふせんフィルム	100.0%	100.0%	100.0%		
	タックラベル		77.6%	85.2%		H26年追加
インデックス		94.2%	90.0%		H26年追加	
はさみ		71.8%	100.0%		H26年追加	
カッターナイフ		100.0%	12.2%		H26年追加	
ステープラー・ホッチキス(ハディー型)		100.0%	96.1%		H26年追加	
スタンプ台		100.0%	100.0%		H26年追加	
朱肉	100.0%	83.7%	89.1%			
オフィス 家具類	椅子			100.0%		H27年追加
	机			94.0%		H27年追加
	棚			-		H27年追加
画像機 器等	コピー機等(コピー機・複合機)			100.0%		H27年追加
	プリンター		80.5%	100.0%		
	カートリッジ等(インカートリッジ・トナーカートリッジ)	87.9%	82.5%	81.0%		
	テープ印字機等用カセット(テブラ)	100.0%				
電子計 算機等	パソコン	98.7%	100.0%	-		
	ディスプレイ		100.0%	-		H26年追加
	記録用メディア(DVD, BD, CD)		93.1%	100.0%		H26年追加
オフィス 機器	電卓		95.5%	64.4%		H26年追加
	電池(コイン型電池や角型電池は除く)	99.5%	98.0%	96.6%		
家電 製品	冷蔵庫			-		H27年追加
	テレビ			-		H27年追加
照明類	蛍光灯(FHf、FLR、FL)		0.4%	2.8%		H26年追加
	電球形状の電球形蛍光ランプ		0.0%	0.4%		H26年追加
	電球形状のLEDランプ			100.0%		H27年追加
自動車 等	自動車(特殊車を除く)	85.7%	100.0%	100.0%		
	乗用車用タイヤ			87.0%		H27年追加
消火器	消火器			100.0%		H27年追加
被服等	作業着	79.4%	69.0%	94.9%		
	防寒着		29.6%	44.8%		H26年追加
災害備 蓄用品	ペットボトル飲料水(備蓄用)			-		H27年追加
	缶詰(備蓄用)			-		H27年追加
	アルファ化米(備蓄用)			-		H27年追加
	毛布			-		H27年追加
	手袋			-		H27年追加
役務	印刷			87.5%		H27年追加
平均購入実績		92.2%	96.4%	89.7%		

6 環境美化関連事業

(1) 不法投棄対策

市では原則、私有地に捨てられた不法投棄物の回収はできません。不法投棄した者が不明の場合には、土地や建物の所有者が片付けざるを得ないこともあります。

不法投棄をされないためには、日頃から注意して現地を訪れるようにしたり、必要に応じて土地の周囲に囲いを設けるなど、自己防衛することが大事です。

- ① 不法投棄監視パトロール員によるパトロール（市職員による巡回）
- ② 不法投棄防止に関する啓発看板の設置（各行政区からの申請により配布）
- ③ 啓発用チラシの配布

《 不法投棄に関する通報先 》

夜間や早朝に、山間部などの人目につかないところで、短時間の間に投棄を繰り返す、組織的かつ悪質な廃棄物の不法投棄が発生しています。地域の環境を守っていくために、県民皆さんの力が必要です。『早期発見・早期撤去』のため、早めの通報にご協力をお願いします。

① 県産業廃棄物110番（ハイゴミツーカー） TEL 0120-81-5324

② 西部環境森林事務所 TEL 027-323-5530

(2) 地域美化活動推進事業（アダプト・プログラム）

市民にとって身近な公共空間（道路、公園、河川等）の美化を推進するため、市民、企業等のボランティア団体による環境美化活動を支援しています。

アダプトとは、英語で「〇〇を養子にする」の意味で、身近な公共空間を養子にみたくて、市民が我が子のように愛情をもって清掃美化活動を行い、行政がこれを支援する美化制度。

① 地域美化活動推進事業登録団体及び活動実績（平成27年度）

	団 体 名	活 動 場 所	会 員 数	活 動 回 数	参 加 人 数
1	第48区	根岸地区市道沿線	12 人	3 回	104 人
2	緑埜北組融和会	緑埜区域市道沿線	43 人	3 回	106 人
3	琴辻組合	琴辻区域市道沿線	15 人	3 回	30 人
4	大神場水利組合	西平井区域市道沿線	12 人	3 回	46 人
5	緑町青壮年会	緑町市道沿線	54 人	3 回	54 人
6	ふれあいガーデン	西平井区域市道沿線及び花壇	16 人	5 回	52 人
7					
8					
9					
合 計			152 人	20 回	392 人

※活動団体数は、平成23年度は17団体、平成24年度は14団体、平成25年度は15団体、平成26年度は9団体となっています。

② 地域美化活動に係るごみ袋配布団体数

年度 区分		H23	H24	H25	H26	H27年度
		団体数	43団体	41団体	49団体	39団体
配布数	可燃	3,330枚	3,575枚	3,410枚	3,110枚	2,930枚
	不燃	1,680枚	1,550枚	2,620枚	1,760枚	2,200枚
	計	5,010枚	5,125枚	6,030枚	4,870枚	5,130枚

7 苦情処理件数の推移

市民から寄せられる環境の苦情相談は、日常の生活に関わる環境の情報であり、市民の生活環境に対する「住み良さ」「快適さ」をあらわす目安にもなります。

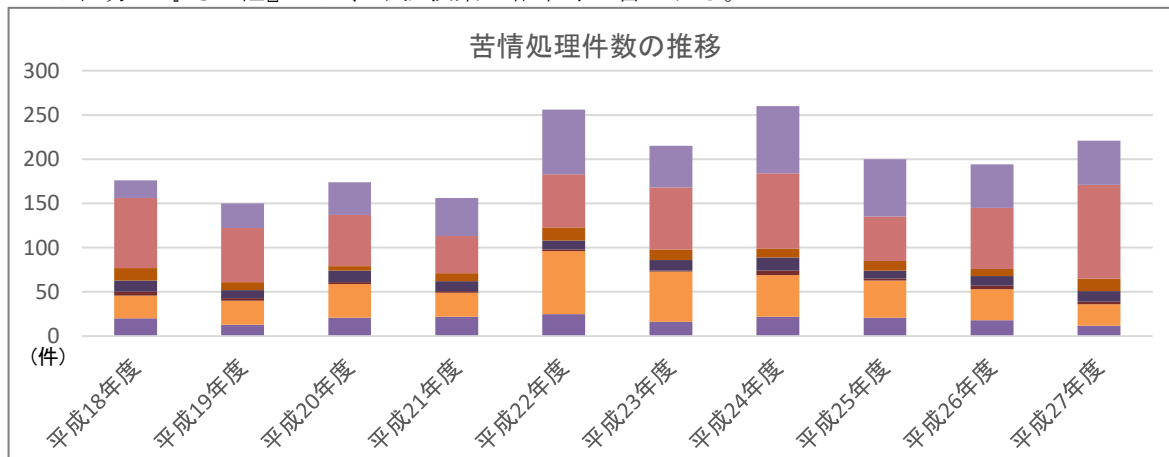
環境苦情は、従前は製造業や畜産業等が主な発生源でしたが、近年は市民の日常生活や事業活動のすべてが苦情発生の要因になってきています。

近年では、ごみの野焼きや不法投棄、室外機や自動車による騒音、工事による騒音や振動、飲食店から騒音や排気臭など苦情も様々ですが、特に近年は、空地の雑草やペットなどを起因とする市民の日常生活における苦情が増加しています。

(単位：件)

旧区分	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染 地盤沈下	騒音	振動	悪臭	その他	合計
平成元年度	2	1	0	4	0	6	6	19
平成5年度	1	3	0	5	0	3	22	34
平成10年度	39	11	1	12	1	7	91	162
平成11年度	29	6	0	5	1	12	104	157
平成12年度	36	4	0	9	0	8	98	155
平成13年度	47	12	0	14	0	14	114	201
新区分	不法投棄	大気	水質	悪臭	騒音振動	雑草害虫	その他	合計
平成14年度	50	53	13	14	21	86	19	256
平成15年度	42	36	9	9	11	89	42	238
平成16年度	28	31	6	13	9	75	23	185
平成17年度	16	18	5	6	9	49	18	121
平成18年度	20	26	4	13	14	79	20	176
平成19年度	13	27	3	9	9	61	28	150
平成20年度	21	38	2	13	5	58	37	174
平成21年度	22	27	2	11	9	42	43	156
平成22年度	25	71	2	10	15	60	73	256
平成23年度	16	57	1	12	12	70	47	215
平成24年度	22	47	5	15	10	85	76	260
平成25年度	21	42	2	9	11	50	65	200
平成26年度	18	35	4	11	8	69	49	194
平成27年度	12	24	3	12	14	106	50	221

※ 旧区分の『その他』には、不法投棄・雑草等が含まれる。



8 環境保全協定

企業の事業活動に伴って発生する公害の防止や環境への負荷を低減するため、行政と各事業所が協力し、環境保全の取組みに万全を期する必要があることから、本市は市内に立地する主要な事業所と個別に環境保全協定を締結しています。

これに基づき各事業所に対し、必要に応じて公害防止対策や環境保全活動の推進について協力を求め、適切な指導を行っています。

○環境保全協定書締結企業一覧

平成28年4月1日現在

No.	企業名	所在地	業種
1	オオサキメディカル(株)	三本木430-6	製造業 (医療用品)
2	(株)ダイヤモンド	牛田700	製造業 (輸送用機械器具)
3	日本メジフィジックス(株)	三本木430-1	製造業 (医療用品)
4	桐灰小林製薬(株)	本動堂250-8	製造業 (医療用品)
5	(株)久保田製作所	中大塚1065-3	製造業 (輸送用機械器具)
6	(株)センモ	本動堂250-9	卸売業 (建設材料)
7	太陽誘電ケミカルテクノロジー(株)	本動堂927-1	製造業 (金属製品)
8	武内プレス工業(株)藤岡工場	牛田703	製造業 (金属製品)
9	(株)チノー 藤岡事業所	森1	製造業 (電気機械器具)
10	東京特殊硝子(株)	牛田701	製造業 (ガラス)
11	東京レーダー(株)	中大塚1065-2	製造業 (情報通信機器製品)
12	(株)フセコー	中大塚973	サービス業 (産業廃棄物処理)
13	(株)細川洋行	牛田704	製造業 (プラスチック製品)
14	(株)GMタイセー	中大塚1073-3	製造業 (電子部品・デバイス・電子回路)
15	P I A A(株)	本動堂970-3	製造業 (輸送用機械器具)
16	(株)石井工機	上大塚282-4	製造業 (生産用機械器具)
17	(株)読売新聞社	本動堂250-5	製造業 (印刷・同関連)
18	(株)豊田技研	白石2155	製造業 (輸送用機械器具)
19	モダンプラスチック工業	東平井1410-1	製造業 (プラスチック製品)
20	西武建材(株)	岡之郷1530	製造業 (窯業・土石)
21	高橋建材(株)	白石1651-18	製造業 (窯業・土石)
22	(株)協正金型製作所	東平井1410-3	製造業 (輸送用機械器具)
23	(株)武蔵屋	藤岡1382-1	生活関連サービス業 (洗濯)
24	(有)美松運送	三本木430-7	運輸業 (一般貨物自動車運送)

※No. 1～No. 15は、新協定締結事業者

9 公害防止施設整備資金の貸付状況

中小企業者が公害防止のため行う施設の整備等について、融資や利子補給します。

年度	区分	貸付件数	新規貸付	預託金額(円)	利子補給金額(円)
H10		10	1	10,291,000	729,068
H11		6	1	9,759,000	602,091
H12		7	1	8,573,000	735,897
H13		7	—	6,802,000	650,993
H14		6	—	4,908,000	471,511
H15		5	1	3,488,000	285,467
H16		5	—	2,105,000	209,992
H17		3	—	1,279,000	155,339
H18		4	—	345,000	78,570
H19		1	—	50,000	35,279
H20		—	—	—	22,156
H21		—	—	—	14,891
H22		—	—	—	7,690
H23		—	—	—	1,159
H24～27		—	—	—	—

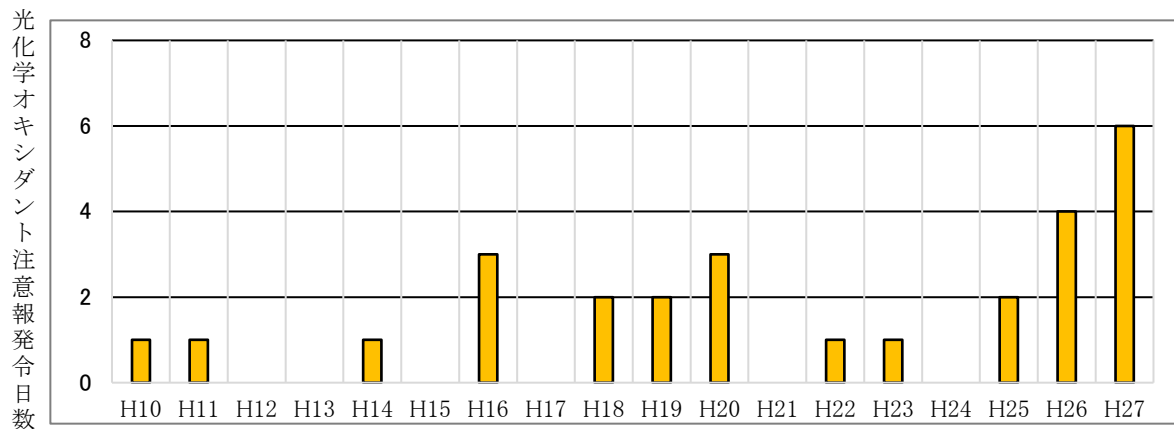
10 大気測定状況

(1) 光化学オキシダント注意報発令状況

光化学オキシダント(スモッグ)注意報は、大気中のオキシダント濃度が高濃度となり、気象条件等を勘案してその状態が継続すると判断される際に発令されます。健康被害を防止するため、屋外での激しい運動を控えるよう関係機関に伝達して注意を促します。

○光化学オキシダント注意報等発令基準

注意報	測定値の1時間値が0.12ppm以上になり、かつこの状態が継続すると認められる場合。
警報	測定値の1時間値が0.24ppm以上になり、かつこの状態が継続すると認められる場合。
警報	測定値の1時間値が0.40ppm以上になり、かつこの状態が継続すると認められる場合。



※ 注意報発令日(県西部地区)：平成27年度注意報6回(5月15, 27日、7月21, 31日、8月1, 5日)

○注意報発令時のお知らせ方法等

群馬県大気汚染情報ホームページ http://www.gunma-taiki.jp/	注意報の他リアルタイム測定データも公表
環境省大気汚染物質広域監視システム「そらまめ君」ホームページ	
藤岡市ホームページ	注意報が発令された場合には、市ホームページやふじおかほっとメール(メール登録者)によりお知らせします。(月曜日から金曜日)
ふじおかほっとメール	
注意報等発令時の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外での運動は避け、屋内運動に切り替える。 ・目やのどに刺激を感じた時は、洗眼、うがいなどをする。 ・症状が深刻なときや、数時間で回復しない場合は、医療機関で手当を受ける。

(2) 微小粒子状物質 (PM2.5) 注意報

微小粒子状物質(PM2.5)は、浮遊粒子状物質よりさらに細かく、粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の粒子。粒子が細かいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系や循環器系への影響が懸念されることから、類似項目の浮遊粒子状物質より厳しい環境基準値が設定されています。

注意報については、注意喚起のための暫定的な指針を受け、群馬県が発令します。

○PM2.5注意報発令の基準

1	午前5～7時値のPM2.5濃度平均値が、 $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ (マイクログラム)を超え、かつ日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ (環境基準の2倍)を超えると予測される場合。
2	午前5～12時値のPM2.5濃度平均値が、 $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超え、かつ日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ (環境基準の2倍)を超えると予測される場合。
備考	注意報発令日(県西部地区)：平成27年度注意報0回

○注意喚起のための暫定的な指針

レベル	暫定的な指針となる値（日平均値）	
1	70 μg/m ³ 超	不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。 （高感受性者においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。）
2	70 μg/m ³ 以下	特に行動を制約する必要はないが、高感受性者では健康への影響がみられる可能性があるため、体調の変化に注意する。

(3) ダイオキシン類調査測定結果

ダイオキシン類は、発癌性や生殖毒性を有することから1990年代頃から環境問題として注目されました。物の燃焼の過程等で非意図的に生成されてしまう物質で、ダイオキシン類の主な発生源は、ごみの焼却による燃焼ですが、その他に、製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガスなど様々な発生源があります。

清掃センターでは、ダイオキシン類の排出抑制のため、廃棄物を高温で完全燃焼させた後、ろ過してから放出しており、施設から出るダイオキシン類を毎年測定しています。

なお、家庭用の簡易な焼却炉によるごみの焼却や野焼きについては、ダイオキシン類の発生量を総量として削減する観点からは、例外を除き禁止されています。

項目 年度	大気 年平均値 (pg)	土壌 平均値 (pg)	地下水 (pg)	清掃センター排ガス (ng)	
				第1号炉	第2号炉
基準値	0.60	1,000	1	1	
H15	0.09	8.5(旭公園) 4.1(平井小)	—	0.019	0.024
H16	0.05	—	—	0.00053	0.025
H17	—	7.088	—	0.016	0.023
H18	—	—	—	0.033	0.018
H19	—	—	—	0.00095	0.0039
H20	—	9.258	—	0.000011	0.0000066
H21	—	—	—	0.0050	0.031
H22	—	—	—	0.0018	0.00030
H23	—	—	—	0.00045	0.083
H24	—	—	—	0.00048	0.0030
H25	—	—	—	0.0015	0.0028
H26	—	—	—	0.017	0.011
H27	—	—	—	0.012	0.029

《清掃事業概要》

※1 平成14年12月1日に排ガスの基準値が、1 ng以下に改正。

※2 ng（ナノグラム）とは、10億分の1グラム（ 10^{-9} g）

※3 pg（ピコグラム）とは、1兆分の1グラム（ 10^{-12} g）

11 環境騒音測定調査結果（平成27年度測定結果）

測定日	測定地点	面する道路	環境基準値	平均騒音レベル	適合状況
H27. 11. 26	中大塚321-2	地方道：前橋・長瀬線	昼70db 夜65db	昼69.1db 夜64.1db	適合
H27. 11. 30	藤岡832-5	地方道：藤岡・大胡線	昼70db 夜65db	昼65.6db 夜59.1db	適合
H27. 12. 1	藤岡439	地方道：藤岡・本庄線	昼70db 夜65db	昼63.5db 夜64.0db	適合
H27. 12. 3	藤岡1848-1	地方道：藤岡・大胡線	昼70db 夜65db	昼64.0db 夜57.0db	適合
H27. 12. 7	藤岡125	地方道：藤岡・本庄線	昼70db 夜65db	昼65.4db 夜59.0db	適合
H27. 12. 8	下栗須873-3	地方道：藤岡・大胡線	昼70db 夜65db	昼66.6db 夜59.6db	適合
H27. 12. 9	下大塚79-4	市道112号線	昼65db 夜60db	昼60.4db 夜50.9db	適合
H27. 12. 14	下日野2271-3	地方道：上日野・藤岡線	昼70db 夜65db	昼59.7db 夜48.6db	適合
H27. 12. 15	鬼石334-2	地方道：前橋・長瀬線	昼70db 夜65db	昼66.8db 夜61.2db	適合
H27. 12. 16	藤岡942-1	地方道：藤岡・本庄線	昼70db 夜65db	昼64.8db 夜61.3db	適合
H27. 12. 17	藤岡235	地方道：上日野・藤岡線	昼70db 夜65db	昼65.4db 夜59.6db	適合
H27. 12. 21	西平井1036	地方道：金井・倉賀野停車場線	昼70db 夜65db	昼60.5db 夜51.4db	適合

12 自動車騒音常時監視測定調査結果

区分 年度	路線名	調査地点	延長距離	評価結果		評価結果
				住宅戸数	環境基準 超過戸数	
H24	関越自動車道	岡之郷地内	1.7 km	131 戸	0 戸	100.0%
	関越自動車道	立石地内	1.8 km	76 戸	0 戸	100.0%
	一般国道17号	立石地内	2.5 km	274 戸	0 戸	100.0%
	藤岡本庄線	藤岡地内	1.9 km	206 戸	0 戸	100.0%
	寺尾藤岡線	準用区間	3.5 km	412 戸	0 戸	100.0%
	全体		11.4 km	1,099 戸	0 戸	100.0%
H25	上信越自動車道	森地内	1.5 km	82 戸	13 戸	84.1%
	上信越自動車道	篠塚地内	6.0 km	138 戸	3 戸	97.8%
	藤岡本庄線	森地内	2.4 km	185 戸	9 戸	95.1%
	寺尾藤岡線	準用区間	0.7 km	46 戸	0 戸	100.0%
	藤岡大胡線	藤岡地内	1.4 km	233 戸	0 戸	100.0%
	全体		12.0 km	684 戸	25 戸	96.3%
H26	一般国道254号	本郷～白石	4.8 km	257 戸	16 戸	93.8%
	前橋長瀬線	森～上栗須	2.2 km	113 戸	13 戸	88.5%
	金井倉賀野停車場線	白石～上落合	2.2 km	92 戸	1 戸	98.9%
	下栗須馬庭停車場線	下栗須～本動動	2.9 km	276 戸	1 戸	99.6%
	下栗須馬庭停車場線	上落合～三ツ木	2.6 km	57 戸	0 戸	100.0%
	全体		14.7 km	795 戸	31 戸	96.1%
H27	一般国道462号	浄法寺～鬼石	2.8 km	138 戸	0 戸	100.0%
	前橋長瀬線	中島地内	0.6 km	28 戸	0 戸	100.0%
	藤岡大胡線	四丁目～岡之郷	3.6 km	671 戸	0 戸	100.0%
	神田吉井停車場線	神田～西平井	3.7 km	78 戸	0 戸	100.0%
	上日野藤岡線	古桜町～東平井	4.5 km	658 戸	0 戸	100.0%
	中島新町線	中島～立石新田	2.8 km	245 戸	0 戸	100.0%
全体		18.0 km	1,818 戸	0 戸	100.0%	

※1 騒音規制法第18条第1項の規定に基づき、市内道路に面する地域の環境基準の達成状況を面的に評価するため業務委託により実施。

※2 平成24年度より県から移譲された事務

13 高速自動車道の防音壁の設置状況

道路名	上下線総延長	防音壁設置延長
関越自動車道	6,433 m	3,754 m
上信越自動車道	16,455 m	4,628 m
合計	22,888 m	8,382 m

○各年度の設置状況

年度	設置距離	設置場所
H8	1,024 m	上信越道下り:美土里地区
H9	385 m	上信越道下り:本動堂地区
H10	0 m	
H11	305 m	上信越道下り:上栗須地区
H12	432 m	上信越道上り:白石地区
H13	250 m	上信越道上り:白石地区
H14~19	0 m	
H20	630 m	上信越道上り:立石地区
H21~27	0 m	

14 河川水質調査結果

(1) 笹川・中川・温井川・中島川・思川・三波川・猿田川の水質

各事業場における排水対策や家庭雑排水対策の指標とすることを目的に7河川の水質検査を実施。(笹川・中川・温井川・中島川は平成4年度より水質調査を実施。思川・三波川は平成18年度より、猿田川は平成21年度から水質調査を実施。)

○水素イオン濃度(笹川・中川・温井川・中島川・思川・三波川・猿田川)

水素イオン濃度(pH)は、水の酸性・アルカリ性の度合いを表す指標。(pHが7のときに中性、7を超えるとアルカリ性、7未満では酸性を示す。)河川水は通常pH6.5~8.5を示すが、生活排水、工場排水などの人為汚染等の要因により酸性にもアルカリ性にもシフトする。

河川名 調査年月	水素イオン濃度 (pH)							備考
	笹川	中川	温井川	中島川	思川	三波川	猿田川	
	A類型	B類型	B類型	B類型	A類型	A類型	A類型	
H 5.12	7.8	7.3	7.3	7.1	—	—	—	生活環境の保全に関する河川環境基準 水素イオン濃度(pH) ・A類型 6.5~8.5pH ・B類型 6.5~8.5pH
H10.12	7.7	上流7.3 下流7.7	7.0	7.2	—	—	—	
H15.12	7.9	上流7.3 下流7.8	7.6	7.4	—	—	—	
H20.12	8.0	上流7.4 下流7.8	7.7	7.4	7.5	7.8	—	
H23.12	8.2	上流7.2 下流7.9	7.9	7.6	7.7	7.8	7.7	
H24.12	8.1	上流7.4 下流8.1	7.8	7.6	7.5	7.9	8.2	
H25.12	8.8	上流7.5 下流8.8	7.7	7.3	9.1	8.0	8.7	
H26.12	8.3	上流7.4 下流8.1	7.7	7.7	7.4	7.9	8.0	
H27.12	8.2	上流7.3 下流8.0	7.5	7.7	7.8	7.9	8.0	

○生物化学的酸素要求量(笹川・中川・温井川・中島川・思川・三波川・猿田川)

生物化学的酸素要求量(BOD)水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。

河川の汚染状態を表すのに用いられ、数値が大きいほど水質汚濁が著しい。

河川名 調査年月	生物化学的酸素要求量(BOD) (単位: mg/l)							備考
	笹川	中川	温井川	中島川	思川	三波川	猿田川	
	A類型	B類型	B類型	B類型	A類型	A類型	A類型	
H5.12	1.5	46.0	1.9	21.0	—	—	—	生活環境の保全に関する河川環境基準 生物化学的酸素要求量(BOD) ・A類型 2mg/l以下 ・B類型 3mg/l以下
H10.12	6.2	上流29.0 下流 5.0	8.3	7.9	—	—	—	
H15.12	2.2	上流48.0 下流 5.6	17.0	5.9	—	—	—	
H20.12	1.6	上流16.0 下流 6.8	5.4	3.5	16.0	0.5未満	—	
H23.12	1.4	上流 6.6 下流 2.6	3.8	4.5	10.0	0.5未満	1.5	
H24.12	1.0	上流 4.6 下流 1.7	4.9	4.2	6.3	1.7	1.3	
H25.12	2.5	上流 8.3 下流 6.6	9.0	3.0	3.0	0.7	1.9	
H26.12	1.6	上流 5.0 下流 2.2	3.0	2.3	7.7	0.4	2.1	
H27.12	0.5	上流 3.3 下流 0.6	1.8	1.2	1.5	0.5未満	0.8	

○浮遊物質(笹川・中川・温井川・中島川・思川・三波川・猿田川)

浮遊物質(SS)は、水中に浮遊または懸濁する直径2mm以下の粒子状物質の量をいい、粘土鉱物微粒子、動植物系プランクトンや排水等に由来する有機物や金属性沈殿物が含まれる。浮遊物質が多いと透明度などの外観が悪くなるほか、大量に増加すると悪臭を発生する原因ともなり、魚類等の水生生物の活動を妨げ、死に至らしめる。

河川名 調査年月	浮遊物質(SS) (単位: mg/l)							備考
	笹川	中川	温井川	中島川	思川	三波川	猿田川	
	A類型	B類型	B類型	B類型	A類型	A類型	A類型	
H5.12	2.0	39.0	3.0	11.0	—	—	—	生活環境の保全に関する河川環境基準 浮遊物質(SS) ・A類型 25mg/l以下 ・B類型 25mg/l以下
H10.12	4.8	上流11.0 下流 4.2	4.4	4.8	—	—	—	
H15.12	11.0	上流60.0 下流 4.5	7.8	8.2	—	—	—	
H20.12	3.0	上流 9.0 下流 6.0	6.0	4.0	6.0	1.0未満	—	
H23.12	5.0	上流 2.0 下流 3.0	2.0	29.0	5.0	1.0未満	1.0未満	
H24.12	2.0	上流 2.0 下流 2.0	3.0	18.0	10.0	1.0未満	3.0	
H25.12	1.0	上流 2.0 下流1.0未満	14.0	1.0	1.0未満	1.0未満	1.0未満	
H26.12	1.0	上流 2.0 下流 3.0	3.0	9.0	2.0	1.0未満	1.0	
H27.12	1.0	上流 1.0 下流 2.0	2.0	17.0	4.0	1.0未満	1.0	

○溶存酸素量(笹川・中川・温井川・中島川・思川・三波川・猿田川)

溶存酸素量(DO)とは、水中に溶解している酸素の量のこと、水質汚濁状況を測る指標のひとつ。河川水や湖沼水の自浄作用や魚類などの水生生物の生息に必要な不可欠なものである。DOの値が低いほど水の汚れが進んでいる。一般に魚介類が生存するためには3mg/l以上必要とされている。

河川名 調査年月	溶存酸素量(DO) (単位: mg/l)							備考
	笹川 A類型	中川 B類型	温井川 B類型	中島川 B類型	思川 A類型	三波川 A類型	猿田川 A類型	
H5.12	11.4	5.1	10.0	5.9	—	—	—	生活環境の保全に関する河川環境基準 溶存酸素量(DO) ・A類型 7.6mg/l以上 ・B類型 5mg/l以上
H10.12	11.0	上流 3.6	8.8	11.0	—	—	—	
		下流 11.0						
H15.12	12.0	上流 4.2	9.5	5.4	—	—	—	
		下流 9.1						
H20.12	12.0	上流 5.3	11.0	7.9	7.4	11.0	—	
		下流 10.0						
H23.12	10.9	上流 6.4	9.8	9.5	10.5	11.3	10.5	
		下流 10.7						
H24.12	13.0	上流 6.1	12.0	9.6	9.9	12.0	13.0	
		下流 13.0						
H25.12	14.0	上流 6.9	10.0	7.5	120.0	11.0	12.0	
		下流 14.0						
H26.12	14.0	上流 7.4	12.0	10.0	10.0	12.0	11.0	
		下流 13.0						
H27.12	12.0	上流 7.6	11.0	9.5	11.0	11.0	9.9	
		下流 12.0						

○大腸菌群数(笹川・中川・温井川・中島川・思川・三波川・猿田川)

大腸菌及び大腸菌と似た性質を持つ自然界由来の菌の総称であり、乳糖を分解して酸とガスを生産する細菌群のことをいう。大腸菌が水中に存在するということは、人畜のし尿などで汚染されている可能性を示すものである。

河川名 調査年月	大腸菌群数 (単位: MPN/100ml)							備考
	笹川 A類型	中川 B類型	温井川 B類型	中島川 B類型	思川 A類型	三波川 A類型	猿田川 A類型	
H5.12	17,000	49,000	350,000	4,900	—	—	—	生活環境の保全に関する河川環境基準 大腸菌群数(MPN/ml) ・A類型 1,000MPN/ml以下 ・B類型 5,000MPN/ml以下
H10.12	33,000	上流 79,000	33,000	49,000	—	—	—	
		下流 1,300						
H15.12	4,900	上流 220,000	46,000	33,000	—	—	—	
		下流 17,000						
H20.12	1,100	上流 33,000	7,900	13,000	7,900	460	—	
		下流 3,300						
H23.12	13,000	上流 70,000	3,300	7,900	70,000	170	1,400	
		下流 7,900						
H24.12	790	上流 13,000	2,400	49	33,000	110	330	
		下流 1,300						
H25.12	4,600	上流 24,000	40,000	24,000	4,600	49	790	
		下流 2,800						
H26.12	1,300	上流 22,000	3,300	33	240,000	23	1,400	
		下流 7,900						
H27.12	3,300	上流 79,000	24,000	33	11,000	130	790	
		下流 1,300						

○総リン(笹川・中川・温井川・中島川・思川・三波川・猿田川)

リンは、地殻中に広く存在する動植物の成長に欠かせない元素で、水中のリン化合物は、無機態と有機態に分けられ、これらのリン化合物をリン酸イオンの形で測定し、総量として表しているのが総リンである。自然水中では、主に地質に由来するものであるが、廃水の混入によって増加する。湖沼においては、リンが窒素とともに、プランクトンの成長を左右する栄養因子とされる。

総リンは河川には環境基準値がなく、湖沼・海域に定められている富栄養化の目安とされるリンの量は、0.02mg/lといわれている。

河川名 調査年月	総リン(T-P) (単位: mg/l)							備考
	笹川	中川	温井川	中島川	思川	三波川	猿田川	
	A類型	B類型	B類型	B類型	A類型	A類型	A類型	
H5.12	0.15	0.85	0.13	0.75	—	—	—	生活環境の保全に関する河川環境基準 総リン(T-P) ・環境基準項目対象外
H10.12	0.41	上流1.20 下流0.47	0.25	0.41	—	—	—	
H15.12	0.076	上流0.90 下流0.20	0.67	0.54	—	—	—	
H20.12	0.13	上流0.56 下流0.88	0.45	0.39	0.70	0.01	—	
H23.12	0.094	上流0.52 下流0.24	0.63	0.74	0.30	0.009	0.12	
H24.12	0.096	上流0.68 下流0.21	0.88	0.65	0.43	0.011	0.14	
H25.12	0.10	上流0.36 下流0.38	0.57	0.29	0.18	0.017	0.12	
H26.12	0.081	上流0.44 下流0.20	0.71	0.56	0.34	0.008	0.13	
H27.12	0.11	上流0.40 下流0.14	0.45	0.85	0.11	0.011	0.098	

○総窒素(笹川・中川・温井川・中島川・思川・三波川・猿田川)

窒素は生物体を構成する主要元素の一つであり、河川水中の窒素は無機態と有機態とに大別され、それらを総称したのが総窒素である。

河川水中の総窒素の存在は、自然界に由来するものの他に、家庭からの生活廃水、工場廃水、農業廃水などの人為的なものによるものも多く、これらが湖沼、内湾などに大量に流入すると富栄養化を引き起こす要因となる。総窒素は河川には環境基準値はない。

河川名 調査年月	総窒素(T-N) (単位: mg/l)							備考
	笹川	中川	温井川	中島川	思川	三波川	猿田川	
	A類型	B類型	B類型	B類型	A類型	A類型	A類型	
H10.12	6.5	上流10.0 下流6.7	6.2	6.5	—	—	—	生活環境の保全に関する河川環境基準 総窒素(T-N) ・環境基準項目対象外
H15.12	2.3	上流9.4 下流3.3	6.3	6.4	—	—	—	
H20.12	2.6	上流6.7 下流5.0	3.6	3.9	4.1	1.3	—	
H23.12	2.0	上流5.2 下流2.9	4.9	4.0	3.8	1.3	9.0	
H24.12	2.0	上流5.9 下流2.8	6.3	4.2	4.4	1.3	9.1	
H25.12	2.0	上流5.7 下流3.7	4.7	5.9	2.8	1.1	11.0	
H26.12	1.9	上流5.2 下流2.6	3.7	3.1	4.1	1.1	10.0	
H27.12	1.9	上流4.0 下流2.7	4.2	3.8	1.9	1.3	7.7	

(2) 鮎川の水質

平成元年より鮎川流域におけるゴルフ場開発の影響を把握するため行っていたが、現在は汚染物質の混入状況及び河川の環境保全のための基礎資料として調査業務を継続している。

鮎川は環境基準の河川類型指定は受けていないため、合流先である鑓川のA類型の環境基準で比較。

○鮎川の水質（金井橋から30m上流地点：A類型で比較）

年度	項目	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD) mg/ℓ	浮遊物質 量(SS) mg/ℓ	溶存酸素 量(DO) mg/ℓ	大腸菌 群数 MPN/100mℓ	糞便性 大腸菌 群数 100個/mℓ	総リン (T-P) mg/ℓ	総窒素 (T-N) mg/ℓ	備考
	環境基準値	6.5 ～ 8.5	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.6mg/ℓ 以上	1,000 以下	環境基準 項目 対象外	環境基準 項目 対象外	環境基準 項目 対象外	生活環境の保全 に関する河川環 境基準 ・A類型
	H1	7.5	0.8	4.6	9.8	13,000		0.017	1.5	
	H10	7.9	0.6	5.2	10.4	1,200		0.023	2.0	
	H20	7.9	0.5未満	9.0	12.0	1,300	1.0未満	0.023	1.6	
	H23	8.3	0.5未満	1.0	11.0	3,585	206.0	0.016	1.2	
	H24	8.4	0.5	1.5	11.1	2,340	99.0	0.018	1.1	
	H25	8.3	0.8	3.0	10.9	435	302.5	0.024	1.1	
	H26	7.9	0.5未満	1.5未満	11.5	2,145	1,625.5	0.011	1.0	
H27	7月	8.0	0.5未満	2	8.4	1,300	270	0.021	1.3	
	2月	8.1	0.5未満	1未満	13	140	28.0	0.011	1.1	

※ 平成26年度以前の値は、年2回調査の平均値。

(3) 生活環境の保全に関する河川環境基準

笹川・中川・温井川・中島川・思川・三波川・猿田川の7河川及び鮎川は、環境基準の河川類型指定を受けていないため、合流先河川の類型指定の環境基準で比較。

- ① 笹川、思川、三波川 ⇒ 神流川(A類型)
- ② 中川、温井川、中島川 ⇒ 烏川(B類型)
- ③ 猿田川 ⇒ 鑓川(A類型)
- ④ 鮎川 ⇒ 鑓川(A類型)



項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素 量(DO)	大腸菌群 数 (MPN/100mℓ)
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5～ 8.5	1 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50以下
A	水道2級・水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5～ 8.5	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.6mg/ℓ 以上	1,000 以下
B	水道3級・水産2級 水浴及びC以下の欄に掲げるもの	6.5～ 8.5	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000 以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5～ 8.5	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—

※1 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

※2 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

※3 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

※4 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水域の生産物用並びに水産2・3級の生成生物用

※5 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水域の生産物用並びに水産3級の生成生物用

※6 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水域の生産物用

※7 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

15 悪臭防止法関係

(1) 悪臭防止法

悪臭防止法では、規制地域内のすべての事業場から発生する悪臭が対象となります。事業者は境界線、気体排出口、排出水における悪臭の規制基準を守らなければなりません。

悪臭防止法第3条に規定する規制地域が指定になり、法第4条に規定する規制基準が定められ、平成16年10月より施行となっています。藤岡市は、第2次一括法の施行により、群馬県から上記事務が移譲されることを受け、群馬県で規定していた内容と同じ内容で平成24年3月15日(藤岡市告示第23号)付けで告示し、平成24年4月1日から施行しています。

①規制地域（規制地域は市内全域）

各用途地域における敷地境界線上の規制基準（第1号基準）は以下のとおりです。

臭気指数区分	指 定 区 域
臭気指数13	・ 鬼石地区全域（旧鬼石町全域）
臭気指数15	・ 第一種低層住居専用地域 ・ 第一種中高層住居専用地域 ・ 第二種中高層住居専用地域 ・ 第一種住居地域 ・ 第二種住居地域 ・ 準住居地域 ・ 近隣商業地域 ・ 商業地域 ・ 準工業地域
臭気指数21	・ 工業地域及び工業専用地域 ・ 指数15区域以外の市域全域

②法第4条第2項第1号に規定する敷地の境界線の地表における臭気指数の規制基準

臭気指数とは、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化したもので、具体的には、工場や事業場において臭いが感じられなくなるまで無臭空気（希釈倍率（臭気濃度）を求め、その常用対数に10を乗じた値）

※臭気指数 = $10 \times \log$ (臭気が感じられなくなるまで希釈した時の希釈倍数)

③悪臭に係る規制基準の考え方

においては、臭気物質が嗅細胞を刺激することにより感じられ、空気中の臭気物質の濃度が高くなれば、それだけにおいも強く感じられます。においの強さは感覚的なものであることから、その程度を数値化する手法として④の表のように、においの強さを6段階に分け、0から5までの数値で表す臭気強度表示法が使用されています。

この臭気強度表示法は悪臭防止法において、規制基準を定めるための基本的考え方として用いられており、臭気強度2.5～3.6に対応する物質濃度、臭気指数（においを定められた方法で人間の嗅覚を用いて測定するもの）が敷地境界線の規制基準の範囲として定められています。

④6段階臭気強度表示法による臭気強度と規制基準の関係

臭気強度	内 容	
0	無臭	
1	やっと感知できるにおい（検知閾値濃度）	
2	何のにおいかわかる弱いにおい（認知閾値濃度）	敷地境界線の規制基準設定の範囲
(2.5)	(2と3の間)	
3	らくに感知できるにおい	
(3.5)	(3と4の間)	
4	強いにおい	
5	強烈なにおい	

⑤臭気強度に対応する臭気指数

臭気強度	2.5	3.0	3.5
臭気指数	10～15	12～18	14～21

(2) 悪臭防止法による県、市町村の事務

- ① 事業者に対する報告徴収、立入検査、改善勧告、改善命令
- ② 事業者に対する事故時の応急措置命令
- ③ 規制地域及び規制基準の設定並びに公示〔平成24年4月1日より県から移譲〕

(3) 悪臭発生源と関連する主な法令

悪臭発生源	関連すると思われる法令	
畜産・農業 畜産業・化製場	・水質汚濁防止法 ・化製場等に関する法律 ・家畜伝染病予防法	
飼料・肥料製造	・水質汚濁防止法 ・化製場等に関する法律 ・肥料取締法	
食料品製造	・水質汚濁防止法 ・食品衛生法 ・毒劇物取締法	
化学工業 石油・パルプ等	・水質汚濁防止法 ・大気汚染防止法 ・労働安全衛生法 ・毒劇物取締法 ・薬事法 ・高圧ガス保安法 ・消防法	
その他の製造 塗装・印刷等	・水質汚濁防止法 ・労働安全衛生法 ・毒劇物取締法	
サービス業 その他	・水質汚濁防止法 ・ダイオキシン類対策特措法 ・都市計画法 ・廃棄物処理法 ・大気汚染防止法	
	し尿・廃棄物処理	
	下水処理場	・水質汚濁防止法 ・下水道法 ・都市計画法
	と畜場	・水質汚濁防止法 ・と畜場法 ・都市計画法
	火葬場	・墓地埋葬法 ・都市計画法
	クリーニング	・クリーニング業法 ・水質汚濁防止法 ・下水道法
	飲食店	・食品衛生法
	ビルピット	・水質汚濁防止法 ・下水道法 ・ビル衛生管理法

16 畜犬登録と狂犬病予防注射事業関係

狂犬病予防法により、犬の所有者は、年に1回予防注射を受けることが、義務付けられています。(子犬の場合は生後91日以降に受けることとされています。)

狂犬病予防法では、登録についても定めており、新しく犬の飼主になる場合、飼主は犬が家に来た日から30日以内に、(生後90日以内の子犬の場合は、生後90日を経過してから30日以内に)市町村長に犬の登録を申請しなければなりません。

(1) 平成27年度集合狂犬病予防注射の実施状況

- ① 春期： 4月(10日間) / 73箇所(うち休日1日間)
- ② 秋期： 10月(4日間) / 33箇所(うち休日1日間)

(2) 畜犬登録頭数ならびに注射済票交付数実績

項目 年度	登録頭数		新規登録・死亡・転出入の内訳				注射済票交付数			
	期末 現在	前年比	新規 登録数	登録犬 死亡数	転入数 ※	転出数 ※	集合注射	個別注射	計	接種率
H12	4,846		348	414	10	6	3,101	606	3,707	76.5%
H13	4,848	2	354	290	5	5	3,009	681	3,690	76.1%
H14	4,556	△ 292	379	622	1	54	3,099	583	3,682	80.8%
H15	4,590	34	377	342	4	2	3,031	580	3,611	78.7%
H16	4,747	157	383	326	1	1	2,907	661	3,568	75.2%
H17	5,237	490	361	369	10	8	3,112	773	3,885	74.2%
H18	5,314	77	377	338	10	1	2,997	850	3,847	72.4%
H19	5,317	3	429	439	26	13	2,966	924	3,890	73.2%
H20	5,137	△ 180	383	554	10	19	2,838	935	3,773	73.4%
H21	5,063	△ 74	317	393	17	15	2,815	920	3,735	73.8%
H22	4,997	△ 66	316	392	22	12	2,656	948	3,604	72.1%
H23	4,868	△ 129	271	399	22	22	2,548	938	3,486	71.6%
H24	4,646	△ 222	253	479	22	18	2,446	928	3,374	72.6%
H25	4,471	△ 175	241	411	8	13	2,272	975	3,247	72.6%
H26	4,411	△ 60	282	352	24	14	2,061	1,085	3,146	71.3%
H27	4,153	△ 258	218	491	38	23	1,887	1,115	3,002	72.3%

※市外から市内または市内から市外への転出入数

17 空間放射線量測定事業

藤岡市では、平成23年度から市内各所（小学校11校、中学校5校、幼稚園・保育園26園、公共施設15か所）において、簡易測定機器を用いた空間放射線量の測定を行い公表しています。

測定結果については、降雨等により一時的に数値が上がる箇所もありますが、全ての地点で問題のないレベル（ $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 未満）となっています。

○空間放射線量月別平均値

（単位： $\mu\text{SV/時間}$ ）

年度	項目 測定月	測定箇所			
		小学校	中学校	幼・保育園	公共施設
H23	平均	0.10	0.10	0.10	0.11
H24	平均	0.05	0.05	0.06	0.06
H25	平均	0.05	0.05	0.06	0.06
H25	平均	0.05	0.04	0.06	0.05
H27	4月	0.04	0.04	0.06	0.05
	5月	0.05	0.04	0.05	0.05
	6月	0.05	0.04	0.06	0.06
	7月	0.05	0.04	0.06	0.06
	8月	0.05	0.04	0.06	0.06
	9月	0.04	0.04	0.06	0.06
	10月	0.05	0.05	0.05	0.06
	11月	0.04	0.04	0.06	0.05
	12月	0.05	0.04	0.06	0.05
	1月	0.05	0.04	0.06	0.05
	2月	0.04	0.04	0.05	0.05
	3月	0.05	0.04	0.06	0.05
	平均	0.05	0.04	0.06	0.05
	備考	最大値0.06 最小値0.04	最大値0.05 最小値0.03	最大値0.09 最小値0.03	最大値0.10 最小値0.03

※1 測定機器：シンレーションサーベイメータTCS172-B

※2 環境省の定める「除染が必要な放射線量」は、 $0.23 \mu\text{SV/h}$ （マイクロシーベルト）。

※3 シーベルトという単位は、放射線の量をあらわす単位で、人体などが放射線のエネルギーを吸収したことによって受ける影響の度合いをあらわします。

1シーベルトの千分の一が1ミリシーベルト、1ミリシーベルトの千分の一が1マイクロシーベルト（ μSV ）です。

※4 地上50cm・地上1mの高さで測定

※5 公共施設測定箇所は次のとおりです。

烏川緑地スポーツ広場、毛野国丘陵白石公園、ららん藤岡、藤岡市役所、岡之郷緑地公園、中央公園、藤岡総合運動場、二千階段、桜山公園、みかぼ森林公園、土と火の里、蛇喰溪谷、浄法寺スポーツ公園、鬼石総合グラウンド、庚申山総合公園

18 スズメバチ駆除費補助金交付事業

藤岡市では、スズメバチによる危険を防止し、市民生活の安全を図るため、駆除に要した費用の一部を補助しています。

補助金の額は、スズメバチの駆除に要した費用の2分の1に相当する額とし、1万円を限度に補助しています。

項目 年度	件数	駆除費用	補助金	備考
H23	38 件	490,150 円	224,200 円	※補助率 駆除に要した費用の2分の1、上限1万円。 (100円未満切捨て)
H24	38 件	450,900 円	210,000 円	
H25	37 件	446,800 円	212,000 円	
H26	49 件	638,880 円	305,900 円	
H27	91 件	1,373,560 円	630,100 円	

19 墓地・納骨堂等の経営等の許可等の状況

墓地、埋葬等に関する法律に基づき、墓地・納骨堂等について、経営許可あるいは変更・廃止許可の業務を行っています。

本業務は、平成24(2012)年度に、群馬県から藤岡市に移譲されました。

○許可申請等の推移

項目 年度	事前協議	許可申請			相談
		経営許可	変更許可	廃止許可	
H24	—	—	—	2 件	5 件
H25	—	—	—	1 件	2 件
H26	—	2 件	—	1 件	11 件
H27	—	1 件	—	—	7 件

○墓地等の設置数の推移

区分 年度	墓地	納骨堂	火葬場
H23	1,857 箇所	1 箇所	1 箇所
H24	1,855 箇所	1 箇所	1 箇所
H25	1,854 箇所	1 箇所	1 箇所
H26	1,855 箇所	1 箇所	1 箇所
H27	1,856 箇所	1 箇所	1 箇所

20 専用水道・簡易専用水道、小水道等の許可等の状況

この業務は、水道法に基づく専用水道及び簡易専用水道に関する届出受理や検査等の業務と、水道法の適用を受けない小規模な水道施設（小水道施設）の経営や設置等に関する許可申請や設置の届出等に関する業務で、平成25(2013)年度より群馬県から移譲された事務です。

これらは、飲用に供する水道関連の施設であり衛生上の安全確保が不可欠であることから、施設の設置者からの報告徴収や立入検査も実施することになっており、基準違反等に対する改善の指示や命令並びに罰則に処する場合があります。

○許可申請等の状況

区分 年度	専用水道 100人超or20m ³ /日	簡易専用水道 受水槽容量10m ³ 超	小水道		
			小水道事業	専用小水道	専用自家水道
			計画給水人口 30人-100人以下 一般	計画給水人口 30人-100人以下 自家用(居住目的)	30人以上 自家用(居住目的外)
許可申請・届出	届出	許可申請・届出	届出	届出	
H25	—	3件	—	—	—
H26	2件	9件	1件	—	1件
H27	—	1件	—	—	—

○水道施設等の状況(施設数・立入検査実施件数)

区分 年度	専用水道 100人超or20m ³ /日		簡易専用水道 受水槽容量10m ³ 超		小水道					
					小水道事業		専用小水道		専用自家水道	
					施設数	立入検査 実施件数	施設数	立入検査 実施件数	施設数	立入検査 実施件数
H25	5件	1件	52件	6件	18件	3件	2件	—	14件	4件
H26	3件	1件	50件	12件	18件	3件	2件	—	12件	1件
H27	3件	1件	50件	13件	18件	3件	2件	—	9件	1件

※1 専用水道とは、寄宿舍・社宅・療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、次のいずれかに該当するものをいう。

- ・100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの。
- ・その水道施設の一日最大給水量が20m³を超えるもの。（ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地表又は地中に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。）

※2 簡易専用水道とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするもので、その水をいったん受水槽に溜めてから給水する水道で、受水槽の有効容量の合計が10m³を超えるものをいいます。

※3 小水道とは、地下水などを水源として30人以上の人に飲用のための水を供給する水道法の規制を受けない水道を「小水道」といいます。市条例により水質検査や消毒管理等を実施しなくてはなりません。

- ・小水道事業：給水人口30人以上100人以下の小水道事業を経営しようとする者や小水道事業を廃止しようとする者は、市長の許可を受けなくてはなりません。
- ・専用小水道：寄宿舍・社宅・療養所等における自家用の小水道その他小水道事業の用に供する小水道以外の小水道であって、30人以上の者にその居住に必要な水を供給するもの。
- ・専用自家水道：学校・事務所・事業所等における自家用の小水道その他小水道事業の用に供する小水道以外の小水道であって、30人以上の者にその飲用に必要な水を供給するもの。

21 環境基本計画目標指標(ベンチマーク)達成状況

■ 基本目標 1

大自然の豊かな恵みを次世代に伝えるまち

1. 清らかな水の保全

(1) 水源の維持と水質の保全

○ 市内の主要8河川のうち、環境基準（5項目）を満たしている河川の割合

指標項目		単位	平成18年度 (基準)	平成24年度 (中間目標)	平成29年度 (目標)
河川の水質基準達成率	計画	%	86.0	88.0	100.0
	実績			84.7	—

※ 生活排水の流入等により河川の汚濁が進み中間目標値を達成することができなかった。

■ 基本目標2

誰もが快適に暮らせる美しいまち

1. 快適で安らげる生活環境の確保

(1) 生活排水対策の推進

○ 下水道の普及率および接続率並びに合併処理浄化槽設置数

指標項目		単位	平成18年度 (基準)	平成24年度 (中間目標)	平成29年度 (目標)
下水道の普及率	計画	%	21.8	➡	29.0
	実績			26.8	—
水洗化率(接続率)	計画	%	77.6	➡	85.0
	実績			74.2	—
合併処理浄化槽数	計画	基	2,390	3,500	5,000
	実績			5,643	—

※ 下水道区域(認可区域)は順調に増えており中間目標を達成した。しかし、認可区域の拡充により接続率は微減となり、中間目標を達成できなかった。合併処理浄化槽については、エコ補助金の効果もあり中間目標を達成した。

(2) 公害の未然防止

○ 苦情(事業系、生活系)相談の件数

指標項目		単位	平成18年度 (基準)	平成24年度 (中間目標)	平成29年度 (目標)
公害苦情件数	計画	件	176	130	100
	実績			260	—

※ 生活系の苦情が増加傾向にあり、中間目標を達成することができなかった。

(3) 環境保全協定

○ 公害防止のため地域の環境保全を目的に協定を結んだ事業者数

指標項目		単位	平成19年度 (基準)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
環境保全協定締結	計画	事業者	52	60	70
	実績			52	—

※ 新規参入企業と協定を結んでいるが、中間目標を達成することができなかった。

■ 基本目標3

地球の未来に向けて環境づくりに取り組むまち

1. 地球温暖化対策の推進

(1) 温室効果ガスの排出抑制

○ 市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量の削減割合

指標項目		単位	平成18年度 (基準)	平成24年度 (中間目標)	平成29年度 (目標)
市のCO ₂ 排出量削減率	計画	%	—	6.0	10.0
	実績			3.5	—
市のCO ₂ 排出量	実績	t/CO ₂	19,420	18,750	—

※ 焼却量の増加等により中間目標値を達成することができなかった。

(2) 新エネルギーの導入推進

○ 住宅用太陽光発電システムの設置者に対する補助金交付世帯数

指標項目		単位	平成19年度 (基準)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
太陽光発電システム導入 助成制度利用世帯数	計画	世帯	—	100	200
	実績			236	—

※ 震災以降、省エネや節電に対する関心が高まり、中間目標を達成した。

2. 資源循環型の地域社会の形成

(1) ごみの減量とリサイクルの推進

○ 一般廃棄物(事業系、家庭系)廃棄物の総排出量とリサイクルの割合

指標項目		単位	平成18年度 (基準)	平成24年度 (中間目標)	平成29年度 (目標)
一般廃棄物の総排出量	計画	t	29,904	29,170	27,540
	実績			28,720	—
一般廃棄物の再生利用率	計画	%	13.7	15.5	18.0
	実績			21.4	—

※1 廃棄物の排出抑制の施策や人口の減少により中間目標を達成した。

※2 焼却灰やトレイの資源化により中間目標を達成した。

■ 基本目標4

すべての人が環境保全について学び、実践するまち

1. 環境保全活動の推進

(1) 協働のための仕組みづくり

○ 市民等による団体が行った美化活動に対する補助金交付件数

指標項目		単位	平成19年度 (基準)	平成25年度 (中間目標)	平成30年度 (目標)
アダプトプログラム登録件数	計画	件	—	60	120
	実績			54	—